

令和2年第1回滝川市議会定例会（第1日目）

令和 2年 3月 3日（火）

午前 9時56分 開 会

午後 2時02分 散 会

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員指名

日程第 2 会期決定

日程第 3 議長報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 令和2年度市政執行方針及び予算大綱、教育行政執行方針

議案第 1号 令和2年度滝川市一般会計予算

議案第 2号 令和2年度滝川市国民健康保険特別会計予算

議案第 3号 令和2年度滝川市公営住宅事業特別会計予算

議案第 4号 令和2年度滝川市介護保険特別会計予算

議案第 5号 令和2年度滝川市後期高齢者医療特別会計予算

議案第 6号 令和2年度滝川市土地区画整理事業特別会計予算

議案第 7号 令和2年度滝川市下水道事業会計予算

議案第 8号 令和2年度滝川市病院事業会計予算

議案第14号 滝川市立病院看護師等修学資金貸付条例

議案第17号 滝川市税条例の一部を改正する条例

議案第18号 滝川市手数料条例及び滝川市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

議案第19号 滝川市民福祉条例の一部を改正する条例

議案第20号 滝川市立保育所条例の一部を改正する条例

議案第22号 滝川市営住宅条例及び滝川市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例

議案第23号 滝川市泉町土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例

議案第24号 滝川市立高等看護学院条例の一部を改正する条例

議案第25号 滝川市奨学金貸付条例を廃止する条例

議案第26号 公の施設の指定管理者の指定について（航空科学センター）

議案第27号 公の施設の指定管理者の指定について（スポーツセンター等）

議案第28号 公の施設の指定管理者の指定について（石狩川河川敷パークゴルフ場）

日程第 6 議案第 9号 令和元年度滝川市一般会計補正予算（第8号）

議案第16号 滝川市基金条例の一部を改正する条例

- 日程第 7 議案第 10 号 令和元年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
 日程第 8 議案第 11 号 令和元年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算（第 2 号）
 日程第 9 議案第 12 号 令和元年度滝川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
 日程第 10 議案第 13 号 令和元年度滝川市病院事業会計補正予算（第 3 号）
 日程第 11 議案第 15 号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例
 日程第 12 議案第 21 号 滝川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する条例の一部を改正する条例
 日程第 13 議案第 29 号 教育委員会委員の任命について
 日程第 14 議案第 30 号 公平委員会委員の選任について
 日程第 15 議案第 31 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
 日程第 16 議案第 32 号 市道路線の認定及び廃止について

○出席議員（16名）

| | | | |
|------|-----------|------|-----------|
| 1 番 | 三 上 裕 久 君 | 2 番 | 堀 重 雄 君 |
| 3 番 | 木 下 八重子 君 | 4 番 | 山 口 清 悦 君 |
| 5 番 | 山 本 正 信 君 | 6 番 | 渡 邊 龍 之 君 |
| 7 番 | 関 藤 龍 也 君 | 8 番 | 寄 谷 猛 男 君 |
| 9 番 | 佐々木 和 代 君 | 10 番 | 安 樂 良 幸 君 |
| 11 番 | 本 間 保 昭 君 | 12 番 | 田 村 勇 君 |
| 13 番 | 柴 田 文 男 君 | 14 番 | 荒 木 文 一 君 |
| 15 番 | 水 口 典 一 君 | 16 番 | 東 元 勝 己 君 |

○欠席議員（0名）

○説 明 員

| | | | |
|-------------|-----------|-----------------|-----------|
| 市 長 | 前 田 康 吉 君 | 副 市 長 | 千 田 史 朗 君 |
| 教 育 長 | 山 崎 猛 君 | 監 査 委 員 | 宮 崎 英 彰 君 |
| 会 計 管 理 者 | 田 湯 宏 昌 君 | 総 務 部 長 | 中 島 純 一 君 |
| 総 務 部 次 長 | 長 瀬 文 敬 君 | 総 務 部 次 長 | 柳 圭 史 君 |
| 市 民 生 活 部 長 | 浦 川 学 央 君 | 保 健 福 祉 部 長 | 国 嶋 隆 雄 君 |
| 産 業 振 興 部 長 | 鎌 田 清 孝 君 | 産 業 振 興 部 次 長 | 阪 本 康 雅 君 |
| 建 設 部 長 | 山 崎 智 弘 君 | 市 立 病 院 事 務 部 長 | 椿 真 人 君 |
| 教 育 部 長 | 田 中 嘉 樹 君 | 教 育 部 指 導 参 事 | 廣 瀬 一 仁 君 |
| 監 査 事 務 局 長 | 杉 原 慶 紀 君 | 総 務 課 長 | 深 村 栄 司 君 |
| 企 画 課 長 | 諏 佐 孝 君 | 財 政 課 長 | 堀之内 孝 則 君 |

○本会議事務従事者

事務局長 竹谷和徳君 次
書 記 村井理君 書

長 菊田健二君
記 池田茂喜君

◎開会宣告

○議 長 ただいまより、本日をもって招集されました令和2年第1回滝川市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、16名であります。

本日の議事進行におきましては、私はマスク着用のままで進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。また、質疑、答弁につきましては各皆様方のご判断にお任せいたしますので、よろしくお願いいたします。

◎開議宣告

○議 長 これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議 長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、議長において東元議員、三上議員を指名いたします。

◎日程第2 会期決定

○議 長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から3月18日までの16日間といたしたいと思っております。これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、会期は16日間と決定いたしました。

◎日程第3 議長報告

○議 長 日程第3、議長報告を行います。

報告事項はお手元に印刷配付のとおりでありますので、お目通しをお願いいたします。

以上で議長報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

○議 長 日程第4、行政報告を行います。

行政報告を求めます。市長。

○市 長 おはようございます。本日、令和2年第1回滝川市議会定例会が招集され、会期中におきまして令和2年度各会計の予算案及び関連議案、令和元年度の補正予算案等につきましてご審議をいただくわけですが、ご提案を申し上げます各議案につきましてはそれぞれ詳しくご説明申し上げますので、十分ご審議をいただきまして原案にご賛同いただきますよう、冒頭お願い

を申し上げます。

議長に行政報告の発言の許可をいただきましたので、ご報告を申し上げます。令和元年11月21日から令和2年2月18日までの間の行政報告につきましては、議案とともにあらかじめ配付させていただいておりますので、お目通しをいただきたいと存じます。

私からは別途、以下の件につきまして口頭でご報告を申し上げます。既に報道等でご承知のこととは存じますが、新型コロナウイルスの感染が世界規模で拡大の一途をたどっている状況にあります。そして、2月27日には道内感染者の46例目として滝川市内にお住まいの方の感染が確認された旨、北海道から公表されたことを受け、同日記者発表を行ったところです。この方を含め、感染された方々の一日も早いご回復を心よりご祈念申し上げる次第でございます。滝川市といたしましても、2月21日時点において私を本部長として滝川市新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、関係各課の連携構築を図りながら、市として取り得る対策の洗い出しを図るとともに、市民の皆様に対する情報提供に努めてきたところでしたが、国内はもとより北海道内において日を追うごとに新たな感染者が確認されてきている中で、即時にあらゆる感染経路を完全に断つことは極めて困難である状況ではありますが、我々といたしましても今後も冷静かつ適切な対応に努め、これ以上の感染拡大を食い止めるために、できる限りの努力を怠ることがあってはならないと考えております。なお、市としましては、3月末までの市主催のイベントや会合等につきまして、参集人員や会場の規模、イベント等の内容にもよるところですが、当面の間原則中止もしくは延期ということとさせていただきました。加えて、一部公共施設等の稼働休止等の措置を実施しているところでもあります。さらに、市内小中学校につきましては、北海道教育委員会からの要請に基づき、2月27日から3月24日までの間の臨時休業を決定したところでございます。引き続き北海道、滝川保健所など関係機関と連絡を取りながら、市民の皆様の安全、安心の確保に努めてまいりたいと考えておりますので、皆様のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

以上を申し上げまして行政報告といたします。

○議長 次に、教育行政報告を求めます。教育長。

○教育長 議長に教育行政報告の発言の許可をいただきましたので、以下ご報告を申し上げます。

令和元年11月21日から令和2年2月18日までの間の教育行政報告につきましては、お手元に印刷配付させていただいておりますので、お目通しいただき、以下2点について口頭でご報告を申し上げます。

1点目、第23回図書館を使った調べる学習コンクールにおいて、滝川市立図書館が図書館を使った調べる学習活動賞を受賞いたしました。このコンクールは、生涯学習の学習方法として有効な図書館を使った調べる学習の推進を目的に全国の市区町村の図書館が参加して行われるもので、今回は11万6,000点を超える応募があったと聞いております。滝川市立図書館が受賞しました図書館を使った調べる学習活動賞は、地域コンクールを開催した図書館の活動内容を評価するもので、応募した137の図書館の中から最高賞の総務大臣賞に次ぐ賞として全国で2館が選ばれました。受賞に当たっては、学校との連携、協力が図られ、作品数が初年度より倍増していることや市内の社会教育施設の協力を得て講座を開催し、地域に根差したテーマについてすぐれた作品を数多

く輩出し、子供たちの主体的な学びを推進したこと、コンクールの開催に際して民間企業の協力を得るなど地域全体で子供たちの豊かな心や生きる力の育成を支援している点について高い評価をいただきました。ちなみに、こちらがその表彰状となっております。

次に、2点目、滝川西高等学校入学者選抜の出願状況です。情報マネジメント科については定員120名のところ114名、普通科については定員120名のところ125名と、定員240名に対し、合計239名の出願状況となりました。オープンハイスクールでは342名の見学者がおりましたので、定員充足を期待しておりましたが、情報マネジメント科でわずかに定員を割る出願結果となっております。なお、普通科出願者の中から情報マネジメント科への入学を希望している場合は選抜を経て受け入れることもできますが、定員割れとなりますので、2次募集を行います。明日4日に入学者選抜の学力検査を行い、17日には学校前での掲示とホームページでの合格発表を予定しております。

以上2点を申し上げまして口頭での教育行政報告とさせていただきます。

○議 長 報告が終わりました。

これより口頭による報告事項に対する質疑に入ります。質疑ございますか。柴田議員。

○柴田議員 マスクを着用したまま質疑させていただきます。飛沫がよく飛ぶものですから。

新型コロナウイルスの関係で市長からご報告がございました。教育長のほうからも実は報告があるのかなと思いましたが、なぜか報告がありませんでしたが、今回の新型コロナウイルスの関係で学校現場、先ほども報告がありましたけれども、春休み中まで引き続く休業という措置を取っております。保護者、そして児童生徒も大変な影響を受けていると。その一方で、その情報がマスコミを通じてどんどん、どんどん家庭に下りてくる。その後教育現場から教育委員会を通じて各家庭に情報が知らされる。このようなことを繰り返しているのですが、知事が政治的判断するというのは私はそれなりに筋の通ったことだとは思っておりますけれども、その後の現場対応のための情報が全く道のほうから下りてきていないというのが現状ではないのか。特に教育長にもお聞きしておきますが、今回道教委のほうから各教育委員会の教育長に対して、新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業のさらなる要請についてという通知が来ていると思っておりますけれども、要請事項としては学年末の休業日前日まで臨時休業を延長することということなのですが、問題はその次のその他という事項でありまして、PTAと連携した衛生管理ですとか、公立高等学校入学者選抜の取扱い、あるいは卒業式や登校日の取扱い、3月5日に予定していた感染症予防の日の取扱い、非常に重要なことがその他、次の事項については改めて別途通知すると。今になってもこのような重要な点が道教委からはっきり現場に対してその取扱いが下りてきていないということは、非常に問題だと思うのです。そのことについては我々滝川市議会の議員としても強く道に対して申入れしたいと考えているのですが、そのことについて市長でも教育長でもよろしいですが、お考えについてお伺いしておきたいと思っております。

○議 長 答弁を求めます。教育長。

○教 育 長 議員さんのおっしゃる疑問あるいは心配、ごもっともだと思います。実は昨日、議員さんについては既にご承知かと思っておりますけれども、昨日午後2時から全道の教育長を対象にテレビ

会議が行われまして、道としても各自治体教育関係者の意見を聞きたいということでテレビ会議が行われました。その中でも、そこでの協議事項としましては主に分散登校日の関係が意見交換されたわけなのですけれども、その中でまず分散登校日については趣旨としては必要なことは理解するも、それぞれ手法としてどうなのか、学校規模に応じてどうなのか、時期についてどうなのか、様々な疑問が出たところです。そして、あわせて、議員さんからお話がありましたように、それぞれ卒業式であるとか、各儀式系のものとか、情報が下りるのが遅いと。教育委員会と知事部局の連携はどうなのかという声もありました。そういった中で、道としてもそういった迅速な情報の提供については今後最善の努力をするというお話でございました。そして、今お話しした分散登校日系のことを含めて、卒業式等々を含めて早ければ今日にでも、とにかく一刻でも早く各自治体に通知をするということで昨日の会議を終えたところであります。今まで十分であったかということ、それは正直疑問符がつくところではございますが、そういう努力をするという確約を得たところであります。今後とも、道の通知の時期はともかく、市として様々な想定を基に対策を考えつつ、迅速な対応を今後ともしていきたいというふうに思っておりますので、どうかご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議 長 市長。

○市 長 ただいまのご質疑でございますが、先ほど教育長がお答えさせていただいたとおり、教育委員会としてはそのような対応をしていただいております。理事者側といたしましては、やはり学校問題は一番大きなテーマでございますので、国からの要請、道からの要請の中に学童保育というのも入っておりました。学童保育ができるかできないかということを担当部局と今検討中でございます。人員の配置、また場所の確保、そして感染症対策、リスクの問題、それらを含めてどのようにしようかと今検討中でございます。あまりにも日替わりで矢継ぎ早に新しい政策を地方の自治体側に要請してこられるものですから、自治体としても非常に判断に困っております。そして、その情報をいかに市民にお知らせするかというタイミングも必要なわけでございます。特に滝川市は感染症の方がお一人出たということで、非常に市民の方が不安に思っています。それを少しでも和らげるためにも多くの情報を提供したいと思っておりますが、残念ながらそのような対応に追われる中で市民の皆さんに対する情報提供が遅れているということで、大変申し訳ないというふうに思っています。

感染症の対策本部としては、ほとんど毎日のように本部会議を開いて、庁内の情報を共有しながら進めているところでございます。今ほど教育長がお答えしたとおり、今後の学校の分散登校の問題を含めてどのようなことができるか、そしてそれは総じて実際全てが同じではなく、滝川市の教育委員会として、滝川市としてどのような形がベストなのか、ベターなのかということを考えて判断していきたいというふうに思っております。今週の金曜日までには何とかそのような対応策をまとめて、市民の皆さんにお知らせするようなことを心がけていきたいというふうに思っておりますが、ただ状況はこのような状況でございます。国のほうからもいろいろと、1日の日当8,000円だとか、いろいろ出ていますけれども、それは誰が申請して、どうなるのだということが分からない状況でございますので、それらをしっかりと情報収集しながらまとめていきたいというふうに思っ

ています。月曜日でございますけれども、道庁に電話をして、スムーズな情報提供とともっとさらに深く突っ込んだ情報をいただけるようにということをお願いをさせていただきました。教育委員会にもそのように私のほうからも理事者側としてお願いをさせていただきました。

以上です。

○議 長 本間議員。

○本間議員 私もマスク着用のまま質疑をさせていただきます。

2月21日に新型コロナウイルスの対策本部会議ということで、正確な名称でないかもしれませんが、立ち上げられて、毎日のようにやられているというふうなことです。そのときの検討内容について4点。5点あったのですが、1つ解決しましたので、4点ほどお聞きいたします。

1点目は、指定病院は砂川市立病院であると、対応キャパが限られていると報じられていまして、その場合、キャパを超えた場合どのようにしようと考えておられるのか、そのような検討をされたのかどうか。それとあと、現状において滝川市立病院の看護師の休校を原因とするようなお休みの状況でどのような影響があるのかということと、それと滝川における感染者が出まして、その1名の行動履歴については把握をされているのかどうか。それと、小中学校の卒業式の関係についてどのように検討されているのか。

以上4点でございます。

○議 長 答弁を求めます。市立病院事務部長。

○市立病院事務部長 何点かありましたので、病院側の部分についてお答えしたいと思います。

指定病院、砂川のキャパを超えた場合の対応については、まだ検討しておりません。あと、学校休校に伴う看護師への影響ですが、今のところ当院ではございません。あと、感染者の行動履歴、これについては病院では押さえておりません。

以上でございます。

○議 長 教育部長。

○教育部長 卒業式のご質疑でございます。

学校現場ではやる前提でいろいろと考えているようでございますけれども、教育委員会としてやるかやらないかも含めまして、やる形も含めて先ほど教育長から申し上げました通知が発せられる予定ですので、それを見てということに、今はそのような答えでございます。

○議 長 市長。

○市 長 今椿部長のほうから行動履歴についてのお答えがございました。記者発表で申し上げましたけれども、道庁の発表は全てそのような行動履歴等は調査中ということで、私どもには一切教えていただけません。そしてまた、記者発表のときに申し上げたのですが、その当人の住所、名前、職業すら全くお知らせをいただいております。後ほど翌日、新聞報道等でその方のお勤める会社の判断があったということで、その会社にお勤めだったと分かるような状況でございます。そういう状況でございますので、濃厚接触者と言われる方々がどのようにいらっしゃるのかということも全く分からないわけでございます。全て滝川保健所なり道のほうから、その皆さんに通知なり連絡が行っているのではなかろうかと思っております。私どもには一切それはございません。

以上です。

○議 長 答弁が終わりました。本間議員。

○本間議員 特に深く追及するつもりはないので、どうするつもりなのかだけ教えてほしいのです。砂川市立病院の対応キャパを超えた場合の検討については、どういうふうにされようと思っているのか。それから、看護師の休みって全然ないのかどうなのか。それだけ教えてください。

○議 長 市立病院事務部長。

○市立病院事務部長 キャパについては、一応少しは考えていますけれども、今度受け入れるとなると防護服の問題ですとか、そういう問題がありますので、当院は感染症の病院でないため、そう数多く防護服とかは現在準備されておられませんので、そういうものの在庫等を見ながら、本当に受け入れられるのかどうか、そういう検討はまだ現在のところではおられません。

あと、看護師さんの休校の影響ですけれども、今朝聞いた段階では二、三人お休みの方がいるという程度でございます。

以上でございます。

○議 長 市長。

○市 長 ただいま椿部長からお答えさせていただきましたけれども、病床の問題につきましては私どもは一切判断することはできません。それは、国、道が判断をし、要請を受けた際に私どもが考えることでございまして、この市議会で聞かれても非常に私どもお答えできませんので、申し訳ございません。

以上です。

○議 長 答弁が終わりました。三上議員。

○三上議員 おはようございます。先ほど市長のほうから学童保育の関係でお話がありました。これから検討されるということなのですが、学童保育も今現状は地区のコミセンを利用されていると思うのですが、狭いスペースに子供たちを集めるということも1つあるかもしれませんけれども、感染のことを考えると学校の空き教室なんかを利用する手があると思うのです。その辺も検討していただきたいのですが、そういうような考えはあるのかどうなのかということが1つです。

それと、もう一つは、自粛要請があって、滝川の地域産業における影響は多大なるものがあると思うのですが、これは地域産業の関係で市長はどのようなお考えを持っているのか、国からの支援がないと大変なことになるというようなこともあると思いますけれども、どのようなお考えなのか伺いたいと思います。

2点です。

○議 長 答弁を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 学童保育につきましては、当初予定しておりました4日までの休みの後、5日からの再開を目指して今調整中であります。また、スペース等につきましては、地域の会場となるコミュニティセンターは休館しておりますので、通常時よりも使えるスペース、部屋数等は増える。その中で工夫して、できるだけ大人数を小分けできるようにして運営していきたいということで今調整をしております。また、学校の空き教室を利用するという事は、国等の示唆もございませ

れども、現実として学校では滝川では今やっていないということ、この緊急事態においてさらに学校の先生方とそういった調整をしながら進めて決定までに至るタイムロスを考えますと、従来どおりの形で実施の再開を目指していきたいと考えております。

○議 長 市長。

○市 長 まず、1点目の学童保育につきましては、今保健福祉部長がお答えしたとおりでございます。従来どおりの方針をしながら、感染するリスクがあるということを十分認識した上で来ていただくような形になろうかと思ひますし、私どもとしては学童保育を続ける以上、道に対しまして、消毒液とマスク等が不足しておりますので、それらをぜひその対策のために準備していただきたいというお願いを強く申し上げていきたいというふうには思っております。

そして、2点目でございますが、やはり大きな影響があるというふうに思っております。商工会議所とも連絡を取っているところではございますが、滝川市としてはそういうお困りの方をどのように把握するかという問題がありますが、こちらから伺いに回るというわけにもなかなかいきませんので、まずは対策本部にそういう専用の電話を、問合せ先を用意して、お電話いただいた方々に対応していくという形にしたいと思ひますし、国のほうの対策がまだほとんど見えていない状況でございますので、それらの情報を収集しながら、滝川市として国と道と連携しながらどのようなことが事業者の方々にしてさしあげることができるかということを早期に判断できるように努めていきたいと思ひますが、何せ情報がばらばらとたまにぽつんぽつんと出てくるような状況でして、今ここで明快なお答えをできないのはお許しいただきたいと思ひます。

以上です。

○議 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて質疑を終結いたします。

これをもちまして行政報告を終わります。

◎日程第5 令和2年度市政執行方針及び予算大綱、教育行政執行方針

議案第 1号 令和2年度滝川市一般会計予算

議案第 2号 令和2年度滝川市国民健康保険特別会計予算

議案第 3号 令和2年度滝川市公営住宅事業特別会計予算

議案第 4号 令和2年度滝川市介護保険特別会計予算

議案第 5号 令和2年度滝川市後期高齢者医療特別会計予算

議案第 6号 令和2年度滝川市土地区画整理事業特別会計予算

議案第 7号 令和2年度滝川市下水道事業会計予算

議案第 8号 令和2年度滝川市病院事業会計予算

議案第14号 滝川市立病院看護師等修学資金貸付条例

議案第17号 滝川市税条例の一部を改正する条例

議案第18号 滝川市手数料条例及び滝川市固定資産評価審査委員会条例の

一部を改正する条例

議案第19号 滝川市民福祉条例の一部を改正する条例

議案第20号 滝川市立保育所条例の一部を改正する条例

議案第22号 滝川市営住宅条例及び滝川市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例

議案第23号 滝川市泉町土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例

議案第24号 滝川市立高等看護学院条例の一部を改正する条例

議案第25号 滝川市奨学金貸付条例を廃止する条例

議案第26号 公の施設の指定管理者の指定について（航空科学センター）

議案第27号 公の施設の指定管理者の指定について（スポーツセンター等）

議案第28号 公の施設の指定管理者の指定について（石狩川河川敷パークゴルフ場）

○議長 日程第5、令和2年度滝川市各会計予算及び関連議案を一括議題といたしますが、この場合、件名を省略し、議案番号のみで申し上げます。

これより令和2年度市政執行方針及び予算大綱、教育行政執行方針、議案第1号から議案第8号までの各会計予算、議案第14号、議案第17号から議案第20号まで、議案第22号から議案第28号までの予算関連議案、以上20件について一括議題といたします。

なお、過日の議会運営委員会で確認したとおり、本日の日程は市政執行方針等の説明並びに議案第1号から議案第8号までの各会計予算、議案第14号、議案第17号から議案第20号まで、議案第22号から議案第28号までの予算関連議案の提案理由の説明までとし、質疑、討論、採決につきましては今期定例会最終日に行うことといたします。

それでは、令和2年度市政執行方針並びに予算大綱の説明を求めます。市長。

○市長 それでは、令和2年第1回滝川市議会定例会の開会に当たり、私の市政運営の考え方を市民の皆様、市議会議員の皆様申し上げます。

令和元年度は、人口減少問題の克服のために平成27年度に策定した「滝川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」が最終年度となり、各施策の実施効果などを検証し、次期総合戦略を策定するという節目の年でありました。また、水防災タイムライン・カンファレンス全国大会を北海道内で初めて本市で開催し、効果的なタイムラインの運用について議論を行い、タイムライン防災の改善などを行う「タイムライン防災・北海道ネットワーク」が設立されたほか、新規就農者による滝川産ブドウ100パーセントのワインも誕生いたしました。

加えて、陸上自衛隊第10普通科連隊の即応機動連隊への改編により隊員が大幅増員されたほか、本市で合宿を行っている國學院大學陸上競技部が出雲駅伝において初優勝、さらに箱根駅伝では総合3位という快挙をなし遂げ、最後まで決して諦めない選手の皆さんの姿に元気と勇気をいただいたことは記憶に新しいところであります。

ふるさと納税については、既に過去最高だった平成30年度の実績を上回る状況となっている一

方で、大変厳しい財政状況が続く、市立病院の経営健全化の課題や公共施設の老朽化がますます深刻になっていきます。将来にわたり持続可能な行政運営を行っていくため、事務事業の見直しなど「滝川市第2期財政健全化計画」に基づく取組をしっかりと覚悟を持って進めていかなければならないと考えています。あわせて、市民の皆様が夢と希望を持てるまちづくりを進めるため、新たな「11+1（イレブン・プラス・ワン）」に掲げ、3期目の目標としてお約束した「安心して子育てできる環境づくり」や「官民連携による産業施策・地域活性化」などに重点的に取り組んでいきたいと考えています。

令和2年は、滝川開村130年目の節目の年であります。先人たちへの感謝と健やかな滝川の未来への希望を市民を初め、多くの皆様と分かち合いたいと思います。

また、「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」が開催されますことを強く願いながら、パラカヌー競技のアルゼンチン共和国代表チームが8月に本市で事前合宿を行うべく「滝川市TOKYO2020ホストタウン推進協議会」で、全面的に支援をさせていただくことになっています。このことは、子供たちが障がい者スポーツの力を感じるすばらしい機会となるため、市を挙げて応援をしていきたいと思えます。

私は、本年の展望を表す一字を「和」と掲げました。市民皆様との和をもって市職員とともに一丸となりその総合力で、財政健全化など幾つもの大きな課題に目をそむけず市政運営に全力を尽くす所存であり、このたびの新型コロナウイルス感染症の大きな混乱も市民の皆様と力を合わせて乗り越えてまいります。

次に、新年度における施策の基本的な考え方について、次の7つの柱に基づき、各施策の概要を申し上げます。

初めに、「元気な産業と活力あるまちづくり」についてです。

企業連携支援事業については、民間事業者によるブドウ栽培が行われ、江部乙丸加高原にワイン醸造施設の開設が予定されている中、官民連携によって地域振興が図られるよう、支援を行います。

地域農業者の農業経営基盤の強化については、滝川市農業再生協議会を中心に国の制度を活用した生産性向上の取組や、本市の基幹作物である米を中心とした水田複合経営への転換を推進し、農業所得の確保と経営の安定化を図ります。

農業経営の省力化や低コスト化を推進するため、道営土地改良事業による農業生産基盤や基幹農業水利施設の整備を進めるとともに、滝川市ICT農業利活用協議会を中心に、地域農業に対応したICT技術の導入を進めます。

森林管理事業については、森林環境譲与税を活用して森林所有者への意向調査を実施し、適切な森林管理を推進します。

新規就農者の育成・確保については、国の農業次世代人材投資事業補助金などを活用し、就農に対する支援を行います。また、農業後継者の育成・確保を図るため、生産技術や経営管理の習得に向けた滝川農業塾を引き続き実施します。

新規卒業者の就職対策については、地元企業の人手不足解消と若年層の地元定着を図るため、中空知管内の自治体と連携し、企業向けの「採用セミナー」や学生向けの「企業見学バスツアー」を

実施するとともに、様々な業種の企業などが出展する「なかそらち合同企業説明会」を引き続き開催します。

自治体職員協力交流事業については、地域産業の外国人人材活用に向けたネットワークづくりと、これまで国際協力を行ってきたモンゴル国における人材育成のため、建設分野の研修員を受入れします。

次に、「豊かな資源を活かした魅力あふれるまちづくり」についてです。

オリンピック・パラリンピック連携推進事業については、アルゼンチン共和国パラカヌー代表チームの事前合宿を受け入れ、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を成功に導く一助となるよう取り組みます。また、代表チームが最良のコンディションで大会に臨めるよう、練習環境を整えるなど市を挙げて支援するとともに、合宿を行うパラリンピック選手や関係者の協力の下、障がいのある子供たちを中心に、市民参加の交流事業を積極的に行い、ホストタウンとして共生社会の実現、心のバリアフリー活動を推進します。

4月から本格稼働するたきかわ観光国際スクエアについては、国際交流の拠点・スカイスポーツなどの特徴ある観光資源の情報発信拠点として、外国人観光客などの受入れ環境と案内機能の充実を図ります。

外国人の増加に伴う定着支援事業については、急速に増加している外国人技能実習生などが安心して生活し、地域産業における人材の定着が図られるよう、ベトナム社会主義共和国からの国際交流員を配置し、在住者に対する生活支援や地域・企業への多文化理解促進の活動を行います。

滝川ふれ愛の里に隣接している池の前水上公園内のパークゴルフ場を新たにキャンプ場として活用し、滝川ふれ愛の里や周辺施設との連携を図りながら集客力の向上を目指します。総合交流ターミナルたきかわ（道の駅たきかわ）については、本市の重要な観光拠点としての役割を担うとともに、地元農産物や特産品の販売など、国内外からの様々な利用者ニーズに応えるため、新たな指定管理者とともに創意工夫を凝らした魅力あふれる道の駅の運営を行います。

次に、「機能的な生活基盤の充実したまちづくり」についてです。

泉町土地区画整理事業については、都市内交通の円滑化と土地利用の増進を図るため、令和3年度の事業完了を目指し、引き続き整地工事や換地処分などを実施します。

安全で円滑な道路交通を確保するため、西町幸町152号線などの道路改良舗装工事と西裡通り線などの舗装新設工事を実施するとともに、橋梁の長寿命化に向け「玉穂橋」などの修繕工事を行い、道路や橋梁の整備・維持に努めます。

公園整備事業については、老朽化した遊具の修繕や、滝の川公園テニスコートの改修に向けた実施設計を行うほか、緑の基本計画を基に「公園施設長寿命化計画」の策定を行います。

河川の水質保全と合流式下水道区域の衛生環境を向上するため、下水道の分流化工事を引き続き実施します。

公営住宅などについては、既存ストックの居住性改善や安全性確保などの改修工事を行い、住環境の整備に努めます。東団地については、既存公営住宅の用途廃止を行い、定住促進や住環境の充実を図るため、跡地の有効利用を推進します。

子育て世帯の住環境の充実を図るため、優良な住宅ストックを活用した「住み替え支援補助事業」を引き続き実施します。

次に、「誰もが住みよい安全安心なまちづくり」についてです。

J R根室本線（滝川～富良野間）の維持・存続に向けては、J R北海道が策定した事業計画（アクションプラン）に掲げる利用促進策などを引き続き実行するとともに、J R北海道が実施する定時制や利便性、快適性の向上などに資する設備投資に対し、北海道・沿線市町村などが一体となって支援します。また、持続可能な公共交通の確保と中長期的な鉄道の維持に向けては、北海道とも連携しながら、根室本線対策協議会などを通じて検討を進めます。

「滝川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、いきいき百歳体操教室を初めとした住民主体の通いの場に対する支援の強化などの各種介護予防事業の推進を図るとともに、町内会などの関係団体と連携して地域における支え合いの仕組みの充実などに努めます。また、第7期計画の計画最終年度に当たることから、介護予防・生活支援サービスの見直しを進め、令和3年度からの3カ年を計画期間として、高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を送ることができるよう、次期計画を策定します。

「第5期滝川市障がい福祉計画」についても、計画の最終年度を迎えることから、引き続き、障がいのある方が地域において自立した日常生活・社会生活を送ることができるよう、令和3年度からの3カ年を計画期間とする次期計画を策定します。

国民健康保険の特定健診については、比較的受診率の低い若年層などを対象に各種がん検診を無料にするキャンペーン事業などにより、さらなる受診率の向上を目指します。

後期高齢者医療保険の健康診査と認知症予防脳ドック事業については、心身の状態の把握や、疾病の早期発見・重症化予防のため、電話などによる個別受診勧奨や国保特定健診と連携した周知に取り組み、受診率の向上に努めます。あわせて、受診結果に応じて、保健師などが受診者への個別のフォローアップを行います。

「第2次健康たきかわ21後期アクションプラン」に基づき、さらに市民の健康意識を高め、健康寿命を延ばすため、本市で初開催となる「すこやかロードを歩こう in たきかわ」を初め、気軽に運動を継続できる環境づくりに取り組むほか、生活習慣病の発症・重症化予防、介護予防、心の健康づくりなどライフステージに応じた取組を推進します。

市立病院看護師の確保対策として、新たに修学資金貸付制度を創設するほか、看護師業務の負担軽減のため、他職種への業務移管などを進めます。

滝川市立高等看護学院が、国が新たに定める高等教育の修学支援新制度の適用となるよう、諸条件を整備し、低所得世帯の学院生の入学料や授業料の負担軽減を行います。

令和2年度からの石狩川滝川地区水害タイムラインの本運用を目指し、自主防災組織などが取り組む「コミュニティ・タイムライン」や「マイ・タイムライン」と合わせた取組を促進することにより「水防災意識社会」を構築し、市民の生命・財産を守ります。

滝川市災害対策本部の重要な通信手段となっている防災行政無線（移動系）をデジタル化し、災害により本庁舎が使用できなくなった場合の代替施設となる滝川地区広域消防事務組合消防本部・

滝川消防署庁舎や全指定避難所に配備することにより通信手段の強化を図ります。

実行可能な避難所運営を目指すため、住民・町内会・行政など関係機関の参加・連携により冬季間における住民主体の避難所運営訓練を実施します。

国による最大規模の洪水浸水想定区域の公表と、避難所の見直しを受け、一人一人の避難のタイミングや水害リスクなどが分かる住民目線に立った新たな洪水ハザードマップの年度内の作成に向けて取組を進めます。

多種多様化する災害現場に対応するため消防指揮車を更新し、現場活動の充実強化を図ります。また、外国人や聴覚・言語障がい者からの119番通報に対応するため、通訳との3者間同時通話による多言語対応や、スマートフォンなどからの、音声によらない通報システムを導入し、迅速かつ的確に対応します。

冬季の安心安全な道路交通網の確保に努めるため、除雪グレーダを増強します。

大規模自然災害などから市民の生命・財産を守るため、必要な事前防災や減災、その他迅速な復旧復興に対する施策の検討を行い、「国土強靱化地域計画」を策定します。

次に、「未来へはばたく子どもを育むまちづくり」についてです。

「乳幼児等医療費助成制度」から「子ども医療費助成制度」に名称を変更し、体力的に病気にかかりやすい年齢の子供が、ひとしく心身ともに健やかに成長できるよう、新たに非課税世帯の小学生の通院に対する助成を実施します。

学校給食については、6か所の調理場における調理業務などを民間企業へ委託することにより、安定的な給食提供の維持に努めます。

國學院大學北海道短期大学部との連携については、「國學院大學北海道短期大学部に関する地域連携推進協議会」において、喫緊の課題である幼児保育コースの学生確保を初め、地域人材の育成や卒業後の市内就職の促進など、課題解決に向けた取組を進めます。

北海道医療大学との連携については、包括連携協定に基づき、滝川市立高等看護学院への講師派遣を初め、介護予防などの各種研修事業を継続しながら、相互の資源を生かした連携を進めます。

次に、「市民が活躍するまちづくり」についてです。

滝川開村130年の記念すべき年を市民を初め多くの皆様とともに祝うため、式典の開催や記念事業を実施します。

本年中のリニューアルオープンを目指して、農村環境改善センターの改修工事に着手します。江部乙地域のコミュニティ活動の拠点として、誰もが気軽に交流できるフリースペース“集いの場”の設置や児童館機能の移転を行うとともに、施設のバリアフリー化や駐車場整備を行い快適性と利便性を高めます。あわせて、江部乙地区コミュニティセンターの廃止に伴う解体実施設計を行います。

開設4年目を迎える石狩川河川敷パークゴルフ場については、指定管理者制度を導入し、健康づくり、世代間交流の場として利用促進を図ります。

少子化・定住促進対策として、結婚から子育て、住まいづくりなど若い世代の方々が人生の各ステージにおいて明るく前向きな将来像が描けるよう、ライフプランセミナーを開催するとともに、

結婚を希望する男女が交流できる機会を提供します。

次に、「効率的な行政運営によるまちづくり」についてです。

新たに策定した「滝川市第2期財政健全化計画」に基づき、事務事業や組織・人件費の見直し、歳入確保対策を着実に進め、持続可能な財政運営に努めます。

喫緊の課題である市立病院の経営改善については、令和元年度に策定した「滝川市立病院経営改善計画」に基づき、市と市立病院が一体となって実行します。

「滝川市公共施設総合管理計画」に基づき、公共施設の複合化・集約化などを推進するほか、持続可能な公共施設の運営を目指すため、各公共施設の方向性を示す「公共施設個別施設計画」を策定します。

4月からスタートする「第2期滝川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、引き続き雇用の創出と確保に向けた施策を推進するほか、若い世代の結婚・妊娠・出産・子育ての各ステージにおけるサポートなど、人口減少の抑制に向けて、集中的に取り組みます。

定住自立圏構想の推進については、「第2期中空知定住自立圏共生ビジョン」に基づき個別の事業を進めるとともに、「中空知定住自立圏共生ビジョン懇談会」などにおいて、成果指標の達成状況などを検証しながら、必要に応じてビジョンの見直しを行います。

令和元年度の寄附額が9億円を超えたふるさと納税については、引き続き首都圏でのPR事業を実施するほか、さらなる返礼品の充実に向け、新商品開発などに取り組み、今後も寄附者のニーズに応えられるよう、充実強化に努めます。

国民健康保険特別会計の累積赤字解消のために保険税に一部転嫁していた「赤字解消分」については、基金を積み立てるまでに改善したことから保険税率の引下げを行うとともに、引き続き保険税収納率の向上や医療費の適正化、薬剤費の抑制などに努め、国保財政のさらなる健全化と安定運営に向けて取り組みます。

令和3年3月からマイナンバーカードの健康保険証利用が可能となるオンライン資格確認システムが運用開始されることから、関係システムの構築など、引き続き、円滑な運用開始に向けた準備を行います。また、医療保険事務の効率化や市民の利便性の向上などにつながることから、事業所などへの出張申請受付や時間外交付などマイナンバーカードの取得促進に取り組みます。

既存の道路台帳の電子化に着手し、より正確で効率的な道路管理を目指します。

中空知衛生施設組合が運営する滝の川斎苑については、改築基本計画に基づき、引き続き改築工事を行い令和3年4月の供用開始を目指すとともに、旧施設の解体実施設計を行います。

以上、市政運営につきまして、私の所信を申し上げます。

市民の皆様、市議会議員の皆様との信頼関係を構築しながら、市民の皆様の思いに応えるまちづくりを進めてまいりたいと考えておりますので、ぜひともお力添えをいただきますよう心からお願い申し上げます。

次に、令和2年度各会計予算案の大綱について、ご説明申し上げます。

令和2年度の予算編成は、令和8年度までを実施期間とする「滝川市第2期財政健全化計画」のうち事務事業見直し分を反映させた予算編成となり、新たな課題の対応と将来に向けた投資を図る

など、市民が安心して暮らせるまちづくりを目指した予算となるよう編成したものです。

令和元年度に策定した滝川市第2期財政健全化計画及び滝川市立病院経営改善計画の着実な取組により直面する課題に向き合い、将来への改善策を制度設計するとともに、総合計画の7つの柱に基づき、予算を計上しました。

この結果、一般会計209億7,400万円、特別会計97億7,345万円、下水道事業会計支出25億7,017万円、病院事業会計支出79億5,423万円となり、各会計の歳出総額は412億7,185万円で、令和元年度5月補正後予算と比較して、1.3パーセントの減、金額では5億3,748万円の減となりました。

次に、会計別の概要を申し上げます。前年度比は令和元年度5月補正後予算との比較になります。

一般会計におきましては、前年度に対して9,068万円増となる予算としましたが、地域経済の活性化を図るため、道路新設改良事業などの実施、農村環境改善センター改修工事などを一定程度盛り込んだほか、ふるさと納税による寄附金額の予算増に伴う関連経費の増や市立病院への経営支援などによる増により、予算額209億7,400万円で、前年度比0.4パーセント増となっています。

性質別に見ますと、人件費については、会計年度任用職員制度の施行などにより、予算額34億6,966万円で、前年度比1.6パーセントの増、物件費は、会計年度任用職員の制度移行による賃金の廃止などにより、予算額23億8,669万円で、前年度比0.1パーセントの減、扶助費は、児童扶養手当の減などにより、予算額36億3,991万円で、前年度比2.2パーセントの減、建設事業費は、農村環境改善センター改修工事などの増により、予算額6億9,471万円で、前年度比12.3パーセントの増、公債費は、計画的な借入れの成果などにより、予算額17億5,964万円で、前年度比4.8パーセントの減となっています。

次に、国民健康保険特別会計におきましては、保険給付費の減などにより、予算額45億2,215万円で、前年度比3.7パーセント減、公営住宅事業特別会計におきましては、工事請負費の減などにより、予算額5億2,123万円で、前年度比36.3パーセント減、介護保険特別会計におきましては、保険事業勘定は、保険給付費の減などにより、予算額39億4,563万円で、前年度比2.3パーセント減、介護サービス事業勘定は、管理代行負担金の減などにより、予算額7,377万円で、前年度比1.8パーセント減、介護保険特別会計総体では、予算額40億1,940万円で、前年度比2.3パーセント減、後期高齢者医療特別会計におきましては、後期高齢者医療広域連合納付金の増などにより、予算額6億5,534万円で、前年度比2.9パーセント増、土地区画整理事業特別会計におきましては、西2号通の工事費の減などにより、予算額5,533万円で、前年度比29.3パーセント減、下水道事業会計におきましては、企業債償還金の減などにより、支出額25億7,017万円で、前年度比4.7パーセント減、病院事業会計におきましては、企業債償還金の増などにより、支出額79億5,423万円で、前年度比0.9パーセント増となりました。

次に、普通建設事業費の全体予算について、各会計ごとにご説明申し上げます。

一般会計では、道路新設改良事業費3億円、農村環境改善センター改修工事1億1,000万円

などを含め、総額で6億9,471万円、公営住宅事業特別会計では、1億2,828万円、土地
区画整理事業特別会計では、1,500万円、下水道事業会計では、6億3,451万円、全体で
前年度比15.7パーセント減の14億7,250万円を計上しました。

引き続き、施策の主なものについて、ご説明申し上げます。

初めに、「元気な産業と活力あるまちづくり」についてです。

農業を起点とした元気な地域産業づくりについては、農業分野への進出企業や特産品の販路拡大
などを支援するため、企業連携支援事業費93万円を計上しました。

持続可能な農業のための生産基盤・体制の確立については、農業生産基盤や基幹農業水利施設の
整備のため、道営土地改良事業負担金1,000万円、道営土地改良事業計画樹立事業負担金27
万円、農地・水路・農道などの地域資源の適切な保管理を行う地域組織の活動を支援するため、
多面的機能支払交付金1億3,980万円を計上しました。

力強い産業の育成・雇用の確保については、産業振興・雇用創出・地域経済活性化の取組を支援
するため、滝川市産業活性化協議会負担金320万円、地域産業の外国人人材活用に向けたネット
ワーク構築とモンゴル国における人材育成のため、自治体職員協力交流事業費1,059万円、森
林環境譲与税を活用して、森林所有者意向調査を実施し、適切な森林管理を推進するため、森林管
理事業費124万円を計上しました。

次に、「豊かな資源を活かした魅力あふれるまちづくり」についてです。

滝川市の魅力ある観光資源・地域特性の再認識については、東京2020オリンピック・パラリ
ンピック競技大会へ出場するアルゼンチン共和国パラカヌーチームの滝川合宿を支援するとともに、
共生社会の実現、心のバリアフリー活動を推進するため、滝川市TOKYO2020ホストタウン
推進協議会交付金420万円を計上しました。

集客・交流事業の推進については、地域のすぐれた観光資源を生かし、観光事業の振興を図るた
め、たきかわ観光協会補助金1,005万円、「総合交流ターミナルたきかわ」の新たな指定管理
者とともに、魅力あふれる施設づくりを行うため、総合交流ターミナルたきかわの指定管理代行負
担金500万円、「たきかわ観光国際スクエア」の本格稼働により、観光客などの受入れ体制の充
実を図るため、たきかわ観光国際スクエア活用事業608万円を計上しました。

国際化の推進については、外国人技能実習生等の生活支援や地域・企業への多文化理解促進を図
るため、外国青年招致事業費2,052万円、外国人受入れ環境を整備し、外客誘致活動を推進す
るため、「地域おこし協力隊員」1名分377万円を計上しました。

次に、「機能的な生活基盤の充実したまちづくり」についてです。

コンパクトで機能的な都市の形成については、都市内交通の円滑化と土地利用の増進を目指し、
整地工事及び換地処分等を実施するため、泉町土地区画整理事業費3,800万円、公園施設を適
正に維持管理し、安全性の確保と長寿命化を図るため、公園長寿命化計画策定費3,000万円、
町内会などが管理している街路灯のLED灯への切替えを促進するため、街路灯設置補助金1,2
00万円、市内経済の状況を考慮し、地域経済への波及効果の高い公共事業を実施するため、普通
建設事業費14億7,250万円を計上しました。

にぎわいのある中心市街地の活性化については、出店者の初期投資を軽減することで、空き店舗の流動化を促進するため、店舗リノベーション支援事業補助金170万円を計上しました。

住宅ストックの適正管理については、既存住宅ストックの有効活用により子育て世帯を支援するため、住宅住み替え支援事業補助金967万円を計上しました。

次に、「誰もが住みよい安全安心なまちづくり」についてです。

市内公共交通の充実については、JR北海道の路線見直しに伴い、根室本線対策協議会において維持存続に向けた検討を行うため、根室本線対策協議会負担金10万円、JR北海道が実施する定時制や利便性、快適性の向上などに資する設備投資に対し支援するため、根室線利用促進環境整備支援金170万円を計上しました。

災害に強いまちづくりについては、防災行政無線をデジタル化し、災害時の情報伝達手段を強化するため、防災行政無線デジタル化事業費9,019万円、災害時に必要な備蓄品を確保し、避難所の運営を行うため、防災備蓄品購入費・避難所等経費325万円、冬季における道路の安全を確保し、市民生活への影響を最小限に抑えるため、除雪用車両購入費3,800万円、安全、安心な消防体制の充実を図るため、消防指揮車更新事業負担金137万円、緊急通報システムの充実を図るため、NET119緊急通報システム導入事業負担金21万円、緊急通報における訪日外国人対応の充実を図るため、119番通報多言語対応事業負担金9万円を計上しました。

次に、「未来へはばたく子どもたちを育むまちづくり」についてです。

滝川市で教育を受けさせたいと思われる環境づくりについては、安全で安定した学校給食の提供を図るため、学校給食調理業務等委託事業費8,409万円、就学機会の拡大と併せて地域人材の定着などを目指すため、國學院大學北海道短期大学部修学奨励金1,300万円、國學院大學北海道短期大学部連携事業補助金150万円を計上しました。

滝川市で子育てしたいと思われる環境づくりについては、非課税世帯の小学生の通院に対して、一部負担金を除く医療費全額を助成するため、子ども医療費助成事業335万円、不妊・不育症の治療費用の助成により少子化対策の推進を図るため、不妊治療支援事業費200万円、安心・安全な出産をサポートするため、妊婦健康診査支援事業費2,183万円を計上しました。

次に、「市民が活躍するまちづくり」についてです。

市民が生きがいを持って活躍する地域づくりについては、江部乙地域におけるコミュニティ活動の拠点を形成するため、農村環境改善センター改修事業1億1,293万円、滝川開村130年目の節目を迎え、記念事業を実施するため、滝川開村130年記念事業実行委員会交付金70万円、市民の健康増進を目的に、老朽化した滝の川のテニスコートを改修するため、滝の川公園テニスコート改修実施設計1,300万円、市民の健康増進、世代間交流、地域コミュニティの醸成などを推進するため、石狩川河川敷パークゴルフ場運営管理事業費1,991万円、美術自然史館の企画展示を行うため、企画展事業費62万円、少子化・定住促進対策として、若い世代のライフプランをサポートするため、ライフプラン・サポート事業100万円を計上しました。

次に、「効率的な行政運営によるまちづくり」についてです。

財政健全化の推進については、令和元年度に策定の滝川市立病院経営改善計画に基づき市と市立

病院が一体となって取組を進めるため、行財政改革推進事業費2,162万円を計上しました。

公共施設の一元管理については、滝川市公共施設マネジメント計画に基づき、持続可能な公共施設運営を図るため、公共施設修繕事業費2,538万円を計上しました。

滝の川斎苑の改築工事については、老朽化した現在の斎苑を建て替えるため、滝の川斎苑改築工事費負担金1億9,079万円を計上しました。

第三セクターの経営健全化については、個別事業の見直しや経費節減などによる経営改善を促進し、第三セクターの経営を支援するため、滝川振興公社貸付金6億6,500万円を計上しました。

道路台帳電子化については、既存の道路台帳を電子化し、道路管理業務の効率化を図るため、道路台帳電子化530万円を計上しました。

次に、これらに見合う令和2年度一般会計歳入の主なものについてです。

市税について、個人市民税は、給与所得の伸びなどから前年比増額で見込み、法人市民税については、税制改正の影響により減額としました。

また、固定資産税・都市計画税については、令和元年度決算見込みを踏まえて増額としました。

収納率については、現年度分98.0パーセント、滞納繰越分10.6パーセント、合わせて89.3パーセントを確保する予算としたところ、市税全体では、対前年1,034万円減の43億1,168万円、地方交付税については、普通交付税、特別交付税を合わせて、対前年7,009万円減の65億6,500万円、ふるさと納税による寄附金については、令和元年度決算見込みを踏まえて、対前年2億円増の9億円、その他の歳入としまして、国庫支出金30億5,658万円、道支出金12億5,673万円、市債10億1,855万円を計上しました。

基金繰入金については、令和元年度5月補正後予算と比較し、1億2,857万円増の5億1,484万円を計上しております。

以上、令和2年度の各会計予算案の大綱について、申し上げました。

厳しい財政運営の中にありますが、予算計上に当たっては、継続事業に一定の配慮を行ったほか、将来にわたり市民の皆様が安心して暮らせるまちの実現に向けた取組に十分配慮したところです。

市民の皆様、市議会議員の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げ、慎重なるご審議と適切なるご決定をいただきますよう重ねてお願いを申し上げます。

なお、誤読、数字の読み間違いなどがございましたら、お手元にお配りをさせていただいている文書が正しいものでございますので、ご了承賜りますようお願いを申し上げます。

以上であります。

○議 長 次に、教育行政執行方針の説明を求めます。教育長。

○教 育 長 令和2年度の教育行政の基本的な考えと重点施策について申し上げます。

我が国においては、人口の減少とともに少子高齢化が進行する一方で、先端技術の革新などによる超スマート社会（Society 5.0）の実現に向けたライフスタイルの多様化、グローバル化など、多岐にわたる目まぐるしい情勢の変化が顕著なところであります。

こうした中、学校教育においては、社会の変化に果敢に向き合い、豊かな人生を切り開いていくために必要な力を子供一人一人に着実に身につけさせ、予測できない状況にも主体的に関わり課題

を解決することで、よりよい社会と幸福な人生のつくり手としての資質・能力を高めていくことが極めて重要です。

また、地域社会においては、多くの市民が、そのような子供たちの育ちを積極的に支えつつ、また自らも、社会に積極的に関わりながら、生き生きと学び続けることができるような環境を整えていくことが求められています。

教育委員会といたしましては、教育大綱及び教育推進計画で定めた「未来を拓く『たきかわっ子』の育成」と「誰もが学び、誰でも参加できる環境づくり」という2つの基本理念に基づき、市民の皆様の信頼を基盤として、地域・社会と連携・協働した教育の質の向上と、子供たちの心身ともに健やかな成長を期し、教育行政を推進してまいります。

初めに、「学校教育について」申し上げます。

学力向上については、北海道教育委員会が作成する学力向上ロードマップを基に、校長のリーダーシップによる組織的な授業改善と子供の学習に臨む姿勢の形成を一体的に捉えた取組を継続的に進めます。また、各学校において学習内容の定着状況や課題を把握・分析し、その改善方策を計画的に実施するため、「学力向上プラン」を作成します。

東小学校において、引き続き北海道教育委員会の「学校力向上に関する総合実践事業」に取り組み、管理職のリーダーシップの下で全校が一つのチームとなった包括的な学校改善推進モデルを提示し、実践の成果を市内小中学校に普及させることで将来のスクールリーダーの育成を図ります。

滝川第一小学校及び滝川第三小学校においては、北海道教育委員会の「授業改善推進チーム活用事業」に取り組み、当該校の全教職員が協働して授業改善を図ることにより、児童に確かな学力を育成します。さらに、その成果を市内のほかの小中学校へ広げ、授業改善をより一層促進します。

子供の学習習慣の定着に向けて、中学校の定期考査期に合わせた「家庭学習強化週間」の設定を小・中学校連携で促進するなど、地域全体での取組を実施します。また、外部人材の登用やチャレンジテストの活用により、児童生徒の放課後及び長期休業期間中の学習機会の拡充を図ります。

体力向上に関しては、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」により本市児童生徒の課題とされる「走力・持久力」の向上を図るため、滝川市教育振興会と協力して体育の授業等を通して継続的な記録測定を行うなど、各校における体力向上策に取り組みます。

グローバル社会に生きる子供たちが、国内外において多様な文化を理解し、異なる言語の人々と交流できるよう、子供たちの英語力・コミュニケーション能力を養うために、市内中学校の英語ルームに英検対策用の参考書等を配備します。また放課後等には、外国語指導助手（ALT）を活用し、英語暗唱大会に向けた取組を実施するなど、外国語教育の充実を図ります。また、「英語能力判定テスト（英検 I B A）」や千歳科学技術大学との連携による自学自習システム「eラーニング」の活用を通じて、生徒が自らの英語力を把握する機会を提供し、資格取得への意欲化を図るとともに、課題把握と授業改善に活用してまいります。

子供たちを取り巻く環境や課題が複雑化・多様化する中、学校に対する期待や役割はますます高まっており、結果として教職員の長時間勤務が顕在化しております。こうしたことから、「学校における働き方改革・教職員業務改善推進プラン」に基づき、校務支援システムを利用した在校等時

間の管理などにより、教職員の負担軽減を図ります。

通常学級に在籍する児童生徒への学習指導や教育相談など、学校生活をサポートするための「学びサポーター」を配置するほか、特別支援学級には、日常の学校生活の介助や学習活動を支援するための「特別支援学級支援員」を配置し、きめ細かな支援体制の充実を図ります。

学校生活に不安や悩みがある児童生徒や子育て等に関する悩みがある保護者への教育相談体制を充実させるため、「スクールカウンセラー」や「スクールソーシャルワーカー」を配置します。また、不登校や学校になじめない児童生徒の社会的自立や学校復帰の実現に向け、「適応指導教室」での学習指導や多様な体験活動を通じた社会性、コミュニケーション能力の向上に取り組みます。

北海道教育委員会が小学校3年生までに拡大した少人数学級実践研究事業と並行し、市独自の小学校4年生を対象とした35人学級制度（少人数学級実践事業）を引き続き実施します。

地域とともにある学校づくりをより一層充実させるため「学校運営協議会」で活発な協議を行いながら、「学校支援地域本部事業」では、技術や技能を提供する地域ボランティアの派遣を通じて学校と地域の協働性を高めるなど、「滝川版コミュニティ・スクール」の活動を推進します。

児童生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりを意識しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な資質・能力を身につけられるようキャリア教育の充実を図ります。

改定された「滝川市子どものいじめ防止基本方針」の趣旨を踏まえ、実効性のあるいじめ防止等の取組を促進するため、各校に設置しているいじめ対策組織を機能させ、いじめの未然防止や児童生徒の問題行動の把握と早期発見・早期対応の充実を図ります。また、「絆づくり成果交流会」を主軸とし、小・中学校で連携した「いじめのない学校づくり」に向けて、児童生徒が主体的に取り組む活動を支援します。

今日の多様な教育的課題に対応するために、空知教育センターと連携し、教職員一人一人が外国語教育やプログラミング教育などに関わる専門性を高めるとともに、実践的な指導力の強化に努めます。

特別支援教育については、滝川市教育支援委員会議において、心身に障がいのある児童生徒等とその保護者に寄り添った教育相談を実施し、望ましい就学の場の検討を行います。また、福祉部局と連携して「個別的教育支援計画」を作成するなど、障がいのある子供一人一人に、早期からの適切な指導及び支援を行います。

心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与える「虐待」等、子供を取り巻く諸課題の解消に向け、家庭児童相談室やこども発達支援センター等、関係機関との連携強化に努めます。

異校種間の授業参観や実践交流を行う「幼稚園・保育所・小学校連携推進研修会」や、入学後に子供たちが感じる困難を少しでも軽減するために情報交換を行う「幼稚園・保育所と小学校の引継ぎ会」を開催することにより、幼児教育と小学校教育の円滑な接続と連携を図ります。

学校給食については、給食調理を専門とする民間企業が有する人材育成、調理及び衛生管理に関するノウハウを活用し、市内6か所の調理場における調理業務などを民間企業へ委託することで、慢性的な人材不足を解消し、安定的な給食提供を図ります。また、虫歯予防のためのフッ化物洗口を中学3年生まで拡大し、歯と口腔の健康づくりを推進します。

小・中学校の適正配置については、平成23年度から運用してきた現行の滝川市小・中学校適正配置計画が最終年度を迎えることから、次期計画の策定に向けて準備を進めます。江部乙中学校と江陵中学校の統合に関しては、統合準備委員会議を核として、生徒と保護者の不安解消に配慮しながら令和4年度の統合に向けて準備を進めます。

各学校の教育環境整備については、施設の安全点検を定期的に行うとともに、児童生徒用の机・椅子の計画的な更新を進めます。また、適正配置計画の見直しに合わせ、良好な教育環境を継続するために個別施設ごとの長寿命化計画を策定します。

滝川西高等学校については、学科転換した情報マネジメント科が3年目の完成年度に当たり、高度な専門性とマネジメント能力を備えた地域社会を担う人材を育成するために、地元企業と連携した商品開発や販売実習、簿記や情報処理、英検など資格の取得に取り組みます。また、普通科と商業科のよさを生かした学習活動と部活動のバランスを取り、文武両道の実現を図る教育課程の編成・実施に努めます。英語教育・国際理解教育については、2名の外国語指導助手（ALT）を活用して、英語の4技能における実践的な能力を育成するために、少人数指導など様々な形態で授業を展開して、生徒の英語力やコミュニケーション能力の向上を図ります。また、姉妹校であるアメリカ・ロングメドー高校、並びに交流提携校であるスウェーデン・ヴィトフェルスカ高校との短期留学交流を継続します。

生徒一人一人の進路目標を実現するため、進路ガイダンス機能を充実させ、キャリアプランニング能力を養い、講習や面接指導等を推進し、進学・就職に対応できる実力の養成を図ります。また、進路選択及び大学進学の参考とするために、國學院大學北海道短期大学部、北海道医療大学、小樽商科大学等と連携し、大学見学やアクティブラーニング型の授業体験講義を受講するなど、高大連携事業も推進します。

次に、「社会教育について」申し上げます。

家庭教育支援事業については、SNSなどインターネットを通じたトラブルの発生を未然に防ぐため、市内携帯電話販売事業者と協力し、未成年者への販売時におけるフィルタリング設定の徹底と状況把握に取り組みます。また、各関係機関の協力の下、保護者向けのリーフレットを作成し保護者に対して説明を行うなど学校、PTAとの連携による啓発活動にも取り組みます。

市民の文化芸術活動を推進するために、市内の文化団体等が実施する「滝川市民文化祭」や「風がみつけた街たきかわ音楽祭」などの事業を支援するほか、ロビーコンサートを初めとする普及事業を実施します。また、子供たちの豊かな感性を伸ばすために芸術や音楽を学校で身近に鑑賞するアウトリーチ事業を小学校で引き続き実施します。

美術自然史館では、発見から40年を迎えるタキカワカイギユウをテーマに特別展「カイギユウの見た夢」を開催します。特別展では、タキカワカイギユウ化石の原標本について38年ぶりに全身を展示します。またセイウチ、アシカ、オサガメ等滝川で発掘された様々な化石のほか、500万年前、滝川が海であったことを紹介する各種解説パネル等も展示することで、子供たちにも自らを取り巻く地域の自然環境の変化について学ぶことができる構成としながら、タキカワカイギユウが発見された当時に改めて振り返ります。

図書館については、生涯学習や暮らしに役立つ場としてさらに活用していただくために、保健所などの道の機関や商店街、街なかで活躍する団体・サークルのほか、北海道内外の図書館と連携を図り、展示や事業の協働開催、各連携先の活動情報の発信など、市民の暮らしに役立つ情報を提供します。また、新たな本との出会いを提供する知的書評合戦「ビブリオバトル」や音楽と読書を融合した「朗読会」の開催など、幅広い世代の読書意欲を喚起する事業を通して読書普及を図ります。

子供の読書活動については、「第2次滝川市子どもの読書活動推進計画」に基づき、子供たちの身近な生活の場である保育所や幼稚園、学校、児童センターなどで、いつでも本を手にとれるように団体貸出しを行うほか、「読書アルバム」などの読書活動を推進し、特に令和2年度においては、滝川第三小学校と連携し学校図書館を活用した北海道教育委員会の「地域人材との連携による子どもの読書活動推進事業」を行うなど、子供たちの読書習慣の定着を図ります。また、貸出しや体験講座などを通して、子供たちが自ら学び考える力を育む機会を提供します。さらに、「滝川市立図書館を使った調べる学習コンクール」を引き続き実施することで、調べ学習を通してより探究心が深まるように支援します。

最後に、「スポーツの振興について」は、市民のスポーツ活動を推進するために、気軽に参加できる「えべおつ丘陵地マラニック」や「たきかわコスモスマラソン」を継続するなど、スポーツに取り組みやすい環境づくりを進めます。また、開設4年目を迎える石狩川河川敷パークゴルフ場については、指定管理者制度の導入により、今まで以上に柔軟に隣接施設と連携し利用促進を図っていきます。

スポーツにおけるノーマライゼーションを推進するため、滝川で事前合宿を行うアルゼンチン共和国パラカヌーチームの協力の下、障がいのある子供たちを中心に、選手と市民が交流する機会を創出します。また、身体状況に合わせてルールを柔軟に設定し、障がいのあるなしにかかわらず楽しむことができるアダプテッドスポーツを実技と座学で学ぶ出前授業について、小学校で引き続き実施します。

教育委員会といたしましては、我が国並びに滝川市の未来を担う子供たちが、新しい時代を力強く生き抜き未来のつくり手となる人づくり、自ら学び成長を続ける生涯学習の環境づくりに取り組むとともに、滝川で学び育ったことを喜び、滝川の歴史と文化に誇りを持つことができるよう、そして、生きがいを持って心豊かに暮らすことができるよう、学校、家庭、地域が一丸となり各種教育施策の充実に努めてまいります。

以上、令和2年度の教育行政執行方針について、市民の皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

○議長 続きまして、議案第1号から議案第8号までの説明を求めます。副市長。

○副市長 ただいま上程されました議案第1号から第8号までの令和2年度各会計予算についてご説明させていただきます。

議案第1号 令和2年度滝川市一般会計予算につきましては、歳入歳出それぞれ209億7,400万円として提案させていただきます。

議案第2号 令和2年度滝川市国民健康保険特別会計予算につきましては、歳入歳出それぞれ4

5億2,214万8,000円とし、提案させていただきます。

議案第3号 令和2年度滝川市公営住宅事業特別会計予算につきましては、歳入歳出それぞれ5億2,123万円とし、提案させていただきます。

議案第4号 令和2年度滝川市介護保険特別会計予算につきましては、保険事業勘定と介護サービス事業勘定に区分し、保険事業勘定につきましては歳入歳出それぞれ39億4,563万4,000円、介護サービス事業勘定につきましては歳入歳出それぞれ7,376万7,000円とし、提案させていただきます。

議案第5号 令和2年度滝川市後期高齢者医療特別会計予算につきましては、歳入歳出それぞれ6億5,533万9,000円とし、提案させていただきます。

議案第6号 令和2年度滝川市土地区画整理事業特別会計予算につきましては、歳入歳出それぞれ5,533万円とし、提案させていただきます。

議案第7号 令和2年度滝川市下水道事業会計予算につきましては、収益的収入13億3,710万4,000円、収益的支出12億8,665万9,000円、資本的収入8億6,655万9,000円、資本的支出12億8,351万4,000円とし、提案させていただきます。

議案第8号 令和2年度滝川市病院事業会計予算につきましては、収益的収入72億6万1,000円、収益的支出73億407万円、資本的収入1億6,480万1,000円、資本的支出6億5,016万円とし、提案させていただきます。

各会計の詳細につきましては、配付させていただいております各会計予算をお目通しいただきたいとお願い申し上げます。

以上を申し上げまして議案第1号から第8号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議 長 続きまして、議案第14号の説明を求めます。市立病院事務部長。

○市立病院事務部長 ただいま上程されました議案第14号 滝川市立病院看護師等修学資金貸付条例につきましてご説明申し上げます。

現在市立病院では、看護師不足に伴い、一般病床の休床を余儀なくされるなど厳しい状況が続いておりますことから、このような状況を改善していくための看護師等の確保対策の一つとして、看護師等の資格取得を目指す学生で卒業後に市立病院に勤務する意思がある者に対する修学資金貸付制度を創設するため、条例をしたいとするものでございます。

条例の内容ですが、第1条は目的です。滝川市立病院において看護師等の業務に従事する意思があり、かつ看護師等の養成施設に在学する者に対して修学資金の貸付けを行うことにより、安定的に看護師を確保することを目的とすると規定しております。

第2条は、貸付けの対象に関する規定で、看護師等の養成施設の定義を規定するとともに、予算の範囲内で審査によって適当と認める者に貸付けをすることなどについて規定しております。

第3条は、貸付金額等とし、貸付金額は在学期間中、月額5万円以内とすること、また修学資金は無利子にすることを規定しております。

第4条は、修学資金の申請、決定、通知までの手続について規定しております。

第5条は、休学や停学の処分を受けた場合や留年した場合などにおいて修学資金の貸付けを停止することに併せて、開始月や終了月の算入方法など停止に係る具体的な方法について規定しております。

第6条は、養成施設に在学していないときや卒業できる見込みがなくなったとき、貸付けを辞退したとき、虚偽または不正な方法により修学資金の貸付けを受けたことが明らかになったときなどに貸付けの決定を取り消す旨を規定しております。

第7条は、修学資金の償還について、貸付け期間が終了した場合には規則で定める方法により償還を求めると、併せて虚偽または不正な方法による貸付けが明らかになった場合には一括返還を求めることを規定しています。

第8条は、償還の猶予について定めたもので、市立病院において看護師等の業務に従事している場合のほか、卒業後に他の養成施設に進学する者や卒業後も就労していない者のうち、市立病院の職員として看護業務に従事しようとする意思がある者に対する修学資金の償還の猶予などについて規定をしております。

第9条は、償還の免除に係る規定で、市立病院において看護師等の業務に従事した期間に応じて修学資金の貸付けの全部または一部の償還を免除すること、死亡したときや特別の理由があると認められるときに償還を免除することができる旨を規定しております。

第10条は、この条例に定めるもののほか、施行に関して必要な事項は規則で定めることを規定しております。

附則として、施行期日を令和2年4月1日としたいとするものです。

以上で議案第14号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長 次に、議案第17号、議案18号及び議案第19号の説明を求めます。市民生活部長。
○市民生活部長 ただいま上程されました議案第17号 滝川市税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

国民健康保険特別会計におきまして収支状況が改善し、累積赤字が解消したため、赤字解消相当分の保険税率等の引下げを行うため、市税条例の一部を改正したいとするものでございます。

条例改正の内容につきましては、議案の参考資料、新旧対照表でご説明いたしますので、参考資料の1ページをお開きください。国民健康保険税は、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の3つの区分から構成されますが、それぞれ税率等を改正したいとするもので、第139条につきましては基礎課税額に係る所得割額、第141条は基礎課税額の均等割額、第142条は基礎課税額の平等割額、第144条は後期高齢者支援金等課税額の均等割額、2ページ目にまいりまして、第145条は後期高齢者支援金等課税額の平等割額、第147条は介護納付金課税額の均等割額についてそれぞれ改正したいとするものでございます。

続きまして、第161条は国民健康保険税の減額についての規定です。第1号につきましては7割軽減について、第2号につきましては5割軽減について、第3号につきましては2割軽減について、各号共通しましてアの規定は基礎課税額の均等割額の軽減額、イの規定は基礎課税額の平等割額、ウの規定は後期高齢者支援金等課税額の均等割軽減額、エの規定は後期高齢者支援金等課税額

の平等割額、オの規定は介護納付金課税額の均等割額軽減額について、それぞれ世帯の区分ごとに改正したいとするものでございます。

附則、4ページになりますが、施行期日は令和2年4月1日です。

続きまして、議案第18号 滝川市手数料条例及び滝川市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

今回条例を改正する趣旨につきましては、議案の2ページ目になりますけれども、2ページ目の下の説明にあります。情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律、通称デジタル手続法の一部施行に伴いまして、滝川市手数料条例及び滝川市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正するものでございます。

条例改正の内容につきましては、議案参考資料の新旧対照表でご説明いたします。資料の1ページを御覧いただきたいと思っております。第1条関係です。第1条関係は、滝川市手数料条例の一部改正についてです。マイナンバー通知カードの廃止に伴い、第5条、手数料の減免のところで規定していますマイナンバー通知カードの再交付の部分を削除するものです。

別表は手数料の徴収について定めているものですが、別表2の項、住民基本台帳法に基づく手数料につきまして、第2号の住民票の写しに係る規定と第3号の住民票の記載事項証明書に係る規定を合わせて新たに第2号とし、条文を整理するものです。

次のページになります。旧第4号を新たに第3号とし、法の改正に合わせて住民票の除票の写しと戸籍の附票の写しについての規定を第4号と第6号に新たに規定するものです。

別表3の2の項は、マイナンバー通知カードとマイナンバーカードの再交付についての規定ですが、通知カードの部分を削除し、マイナンバーカードに一本化するものです。

2ページの下からなのですけれども、別表の備考中、第17項は法改正による条文の整理です。

続きまして、第2条関係、滝川市固定資産評価審査委員会条例の一部改正についてです。

第6条は書面審理についての規定、第10条は手数料の減免の規定で、いずれも法改正による条分の整理でございます。

附則としまして、この条例は、公布の日から施行したいとするものです。ただし、第1条関係、滝川市手数料条例のマイナンバー通知カードの再交付に関する規定につきましては、公布日またはデジタル手続法に定める規定の施行日のいずれか遅い日からとするものです。

以上で議案第18号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第19号 滝川市民福祉条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

条例改正の趣旨としましては、子育てのためのよりよい環境づくりの一環として子供の医療費助成の対象範囲を拡大させることにより、子供たちの健やかな成長とさらなる健康の保持増進を図るため、条例を改正したいとするものです。

条例改正案の内容につきましては、乳幼児等医療費助成制度から子ども医療費助成制度へ名称を変更するとともに、小学生の医療費についてこれまでの入院に係る医療費に加え、非課税世帯の通

院に係る医療費を助成対象としたいとするものです。

条例改正の中身につきまして新旧対照表でご説明いたしますので、資料を御覧いただきたいと思っております。目次、章のタイトル及び関係条文における「乳幼児等医療」を「子ども医療」に、「乳幼児等」を「子ども」に、「乳幼児等医療費」を「子ども医療費」に改めます。

第2条、用語の定義、第10項は保険医療機関に係る条文の整理でございます。

2ページ目を御覧ください。第3条の3、子ども医療費に係る用語の定義では、第3号として新たに市町村民税非課税世帯を定義する条文を追加するものでございます。

第5条、支給の範囲及び支給額については、第1項第2号を第3号とし、新たに第2号として非課税世帯に属する小学生についての支給範囲を規定する条文を追加したいとするものです。

4ページを御覧ください。第43条、第50条、第56条は条文の整理です。

附則につきましては、本条例の施行期日と経過措置並びに滝川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例における別表中の「乳幼児等」を「子ども」に改める規定でございます。

以上を申し上げまして議案第19号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長 次に、議案第20号の説明を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 ただいま上程されました議案第20号 滝川市立保育所条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

改正の趣旨ですが、滝川市が設置し、管理運営を行ってきた二の坂保育所を令和2年3月31日をもって廃止し、令和2年4月1日より社会福祉法人滝川市社会福祉事業団が新設した施設において保育所の運営を行うこととなることから、所要の条文整備を行うため、改正したいとするものです。

改正内容は、条例第2条、保育所の名称及び位置の表から二の坂保育所を削除するものです。

附則については、施行期日を令和2年4月1日からとするものです。

以上、議案第20号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長 次に、議案第22号及び議案第23号の説明を求めます。建設部長。

○建設部長 ただいま上程されました議案第22号 滝川市営住宅条例及び滝川市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

改正の趣旨でございますが、民法の改正により個人の根保証契約に係る見直しが行われたことや国が定める公営住宅管理標準条例の改正が行われたことを受けて、市営住宅及び特定公共賃貸住宅に係る関係規定を見直すほか、連帯保証人を立てることが困難な入居者に対して家賃債務保証事業者の活用を可能とするなどの見直しを図るべく、滝川市営住宅条例及び滝川市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正したいとするものでございます。

改正の内容につきましてご説明申し上げますので、参考資料の新旧対照表を御覧ください。滝川市営住宅条例の一部改正、第1条関係についてでございますが、第2条の定義、第4条の公募の例外の改正につきましては、標準条例の改正に合わせ、文言を整理したものでございます。

第10条の入居の手続につきましては、連帯保証人に関する規定の見直しが行われ、取扱いについては各事業主体の判断によるものとされていることから、滝川市では民法の規定に合わせることにし、入居決定者と同程度以上の収入を有する者を削除し、また現在入居時に徴収している請書を契約書へと様式変更するものでございます。

第14条の収入の申告等につきましては、標準条例の改正に合わせ、文言を整理したものでございます。

第17条の敷金、第18条の修繕費用の負担、第19条の入居者の費用負担義務につきましては、民法では明確に規定されていなかった内容がこのたびの民法改正により具体的に定義づけられたため、それらに合わせた改正となっております。

第39条の市営住宅の明渡し請求につきましては民法改正により法定利率が改正されたことによる改正、第50条の家賃につきましては標準条例の改正に合わせ、文言を整理したものでございます。

次に、滝川市特定公共賃貸住宅条例の一部改正、第2条関係についてでございますが、第5条の入居者の資格につきましては、所得基準についての運用見直しにより滝川市特定公共賃貸住宅への入居要件の緩和を行いたいとするものでございます。

第10条の入居の手続、第12条の入居の承継につきましては、特定公共賃貸住宅には標準条例がないため、基本的な考え方として市営住宅と同様に見直すものであり、民法の規定に合わせた連帯保証制度の見直しとそれに伴う様式の変更、並びに家賃債務保証事業者を活用するための改正でございます。

第18条の敷金、第19条の修繕費用の負担、第20条の入居者の費用負担義務につきましては、市営住宅と同様に民法では明確に規定されていなかった内容がこのたびの民法改正により具体的に定義づけられたため、それらに合わせた改正となっております。

第21条の入居者の届出義務につきましては、家賃債務保証事業者の変更について追記したものでございます。

第29条の2の市長による管理につきましては、文言を整理したものでございます。

附則といたしまして、施行期日につきましては令和2年4月1日とするものでございます。

経過措置についてですが、既に徴収した請書はこの条例が改正されたとしてもそのまま有効として取り扱われることを記述しております。

以上で議案第22号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第23号 滝川市泉町土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例につきましてご説明を申し上げます。

条例制定の趣旨でございますが、民法の改正に伴い、土地区画整理事業の換地処分における清算金について適用される利子の利率が変更となることから、改正したいとするものでございます。

改正の内容につきましては、参考資料の新旧対照表を御覧ください。清算金の分割徴収または分割交付を規定した第26条第3項第1号及び第2号につきましては、清算金を分割徴収する場合の利子の上限利率及び分割交付する場合の付すべき利子の利率を民法上の法定利率とするものでござい

ます。

施行期日は、関係法令の施行に合わせまして令和2年4月1日とするものでございます。

以上、議案第23号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長 続きまして、議案第24号の説明を求めます。市立病院事務部長。

○市立病院事務部長 ただいま上程されました議案第24号 滝川市立高等看護学院条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

条例改正の趣旨ですが、大学等における修学の支援に関する法律が4月1日から施行されることに伴い、滝川市立高等看護学院においても低所得者世帯の方の修学に係る経済負担を軽減するため、滝川市立高等看護学院条例の一部を改正したいとするものです。

改正内容につきましてご説明申し上げますので、次ページの新旧対照表を御覧ください。

第3条第3項の改正は、授業料に加え、入学料についても徴収を猶予し、または全部もしくは一部減免することができるものとして「納入」を「徴収」とする文言整理です。

第3条第4項は、既に納入した受験料、入学料及び授業料の取扱いについての規定を追加するものでございます。

附則として、施行期日を令和2年4月1日としたいとするものです。

以上で議案第24号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 続きまして、議案第25号の説明を求めます。教育部長。

○教育部長 ただいま上程されました議案第25号 滝川市奨学金貸付条例を廃止する条例につきましてご説明いたします。

本条例で規定されております奨学金の貸付けにつきましては、平成17年度に策定されました滝川市活力再生プランにおいて平成17年度をもって新規の貸付けを廃止することとしておりました。現在は債権管理のみを行っている状況でありまして、今回滝川市立病院看護師等修学資金貸付条例の創設に合わせ、本条例を廃止したいとするものでございます。

附則の第1項で施行期日を令和2年4月1日とし、第2項、経過措置としまして、本条例の規定により奨学金の交付を受けた奨学生に係る奨学金に関しては、廃止後もその効力を有することとしております。

以上、議案第25号の説明といたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 長 若干時間前ではございますが、この辺で昼食休憩に入りたいと思います。再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後 0時56分

○議長 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

続きまして、議案第26号の説明を求めます。産業振興部長。

○産業振興部長 ただいま上程されました議案第26号 公の施設の指定管理者の指定についてご

説明申し上げます。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、公の施設の指定管理者の指定を行うものであります。

管理を行わせる公の施設は、滝川市航空科学センターであります。指定管理者となるべき団体は、公益社団法人滝川スカイスポーツ振興協会、会長、松尾吉洋氏であります。指定管理の期間は、令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間であります。

以上、議案第26号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議 長 続きまして、議案第27号及び議案第28号の説明を求めます。教育部長。

○教育部長 議案第27号 公の施設の指定管理者の指定につきましてご説明いたします。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、公の施設の指定管理者を指定したいとするものでございます。

指定管理者に管理を行わせる公の施設は、スポーツセンターほか、記載の5施設でございます。指定管理者となるべき団体は一般財団法人滝川市体育協会、指定期間は令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間でございます。

以上、議案第27号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第28号、同じく公の施設の指定管理者の指定についてでございます。

指定管理者に管理を行わせる公の施設は滝川市石狩川河川敷パークゴルフ場で、指定管理者となるべき団体は株式会社滝川振興公社です。指定期間は、令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間でございます。選定された団体は、当該施設の芝養生管理に必要な地下揚水ポンプを施設内に所有していること、隣接している滝川市民ゴルフ場との一体的かつ効率的なコース管理、運営が期待できることに鑑み、当該団体を非公募により選定し、指定管理者として指定するものでございます。

以上、議案第28号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議 長 以上をもちまして令和2年度市政執行方針及び予算大綱、教育行政執行方針、議案第1号から議案第8号までの各会計予算、議案第14号、議案第17号から議案第20号まで、議案第22号から議案第28号までの説明を終了いたします。

◎日程第6 議案第9号 令和元年度滝川市一般会計補正予算（第8号）

議案第16号 滝川市基金条例の一部を改正する条例

○議 長 日程第6、議案第9号 令和元年度滝川市一般会計補正予算（第8号）、議案第16号 滝川市基金条例の一部を改正する条例を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副市長。

○副市長 ただいま上程されました議案第9号 令和元年度滝川市一般会計補正予算（第8号）についてご説明を申し上げます。

今回の補正は、病院事業会計への繰出金の増額に伴う補正のほか、他会計繰出金、各基金への積立金など、年度末を控え、各経費の確定の見込みによる過不足の調整などの補正及び燃料単価の上

昇に伴う学校施設の燃料費等の補正が主な内容となっております。

1 ページをごらんください。第1条第1項で、歳入歳出の総額にそれぞれ1億9,742万円を追加し、予算の総額を216億2,513万5,000円とするものでございます。

第2項で、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表によるところでございます。

第2条、繰越明許費でございますが、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表によるところでございます。

第3条、地方債の補正でございますが、地方債の変更は、第3表によるところでございます。

2 ページから5 ページまでは第1表、歳入歳出予算補正でございますので、お目通しをいただきたいと思っております。

7 ページをお開き願います。第2表、繰越明許費でございます。令和2年度に繰り越して使用できる経費のうち、下水道事業会計出資金につきましては、下水道事業会計の合流改善事業における社会資本整備総合交付金について北海道内での事業間調整が行われ、当市への追加配当が決定したところでございますが、事業が年度内に完了しないため、繰越明許費としたいとするもので、繰越額は6,000万円となります。また、道営土地改良事業負担金につきましては、国の補正予算（第1号）に対応するため補正したいとするものですが、事業が年度内に完了しないため、繰越明許費としたいとするもので、繰越額は4,500万円となります。文化センター受変電設備改修工事につきましては、低圧受電盤等が老朽化していることから、改修工事を実施するために補正したいとするものでございますが、事業が年度内に完了しないため、繰越明許費としたいとするもので、繰越額は1,633万円となります。

第3表、地方債補正でございます。道営経営体育成基盤整備事業債4,500万円を増額し、5,970万円、臨時財政対策債1,374万2,000円を減額し、4億3,148万3,000円としたいとするものでございます。道営経営体育成基盤整備事業債につきましては、道営土地改良事業負担金の増に伴うものでございます。臨時財政対策債につきましては、発行可能額の確定に伴う減額でございます。

続きまして、補正の内容につきましては事項別明細書により歳出からご説明申し上げますので、16 ページ、17 ページをお開き願います。2 款1 項4 目財産管理費、補正額1,128万4,000円の増額につきましては、財産の取得、管理及び処分に要する経費の補正でございます。基金利息収入及び寄附金の見込額の確定等に伴い、昨年度の積み残し分と合わせて各基金へ積立てするために補正したいとするものでございます。

2 款3 項1 目戸籍住民基本台帳費、補正額617万4,000円の増額につきましては、その他戸籍住民基本台帳に要する経費の補正でございます。個人番号カード等の関連事務を委任している地方公共団体情報システム機構への支払い額の確定に伴う個人番号カード等関連事務交付金558万1,000円及び出張申請受付用モバイル端末等の購入に係る費用59万3,000円を補正したいとするもので、費用の全額が総務省の個人番号カード交付事業費並びに事務費補助金にて措置されるものでございます。

3 款1 項1 目社会福祉費、補正額33万1,000円の増額につきましては、社会福祉対策に要

する経費の補正でございます。基金利息収入及び寄附金の見込額の確定に伴い、昨年度の積み残し分と合わせて社会福祉事業振興基金へ積立てするため、補正したいとするものでございます。

3款1項2目障害者福祉費、補正額2,962万5,000円の増額についてでございますが、障害者自立支援給付に要する経費4,161万円の増額につきましては、介護給付費扶助及び訓練等給付費扶助の実績を見込み、補正したいとするものでございます。障害者自立支援医療に要する経費1,198万5,000円の減額につきましては、更生医療費扶助の実績を見込み、減額補正したいとするものでございます。

3款1項3目老人福祉費、補正額406万1,000円の減額につきましては、北海道後期高齢者医療に要する経費の補正でございます。平成30年度分市町村療養給付費負担金の確定に伴い、北海道後期高齢者医療広域連合負担金を減額補正したいとするものでございます。

3款2項2目保育所費、補正額1,653万3,000円の増額につきましては、保育所の運営管理に要する経費の補正でございます。入所児童数が当初予算見込みより増加していることから、滝川中央保育所及び二の坂保育所の施設扶助費を補正したいとするもので、費用の全額が施設給付費で措置されるものでございます。

次のページをお開きください。3款2項4目障害児福祉費、補正額1,229万9,000円の増額につきましては、障害児支援給付に要する経費の補正でございます。障害児支援給付扶助の実績を見込み、補正したいとするものでございます。

3款4項1目国民年金費、補正額13万6,000円の増額につきましては、国民年金事務に要する経費の補正でございます。国民年金免除申請様式変更に伴うシステム改修費用を補正したいとするもので、費用の全額が厚生労働省の国民年金事務費交付金で措置されるものでございます。

4款1項4目環境衛生費、補正額537万円の減額につきましては、中空知衛生施設組合負担金（滝の川斎苑分）の補正となっております。前年度繰越金の確定により、負担金を減額補正したいとするものでございます。

4款1項5目他会計繰出金、補正額1億760万3,000円の増額につきましては、他会計繰出に要する経費の補正でございます。後期高齢者医療特別会計につきましては、事業費の確定などに伴い、繰出金を224万1,000円減額補正したいとするものでございます。病院事業会計につきましては、令和元年度の決算見込みにより、当初見込んでいた額を大きく上回る収支不足額となることから、年度末に繰出金を増額して調整するため、補正したいとするものでございます。

4款2項1目じん芥処理費、補正額5,353万円の減額についてでございますが、中空知衛生施設組合負担金（ごみ処理施設分）4,740万2,000円の減額につきましては、前年度繰越金の確定により、負担金を減額補正したいとするものでございます。中・北空知廃棄物処理広域連合負担金612万8,000円の減額につきましては、前年度繰越金の確定及び売電収入の増額等により、負担金を減額補正したいとするものでございます。

6款1項4目農地費、補正額4,500万円の増額につきましては、土地改良に要する経費の補正でございます。TPP等関連政策大綱に基づく施策として、国の令和元年度補正予算（第1号）により北海道が実施する土地改良事業費が追加されたことを受け、負担金を補正したいとするもの

でございます。

6款2項1目林業振興費、補正額1,238万1,000円の増額につきましては、林業振興に要する経費の補正でございます。森林環境譲与税及び財産収入の額の確定に伴い、林業振興基金へ積立てするために補正したいとするもので、平成30年度及び令和元年度の造林木の販売収入956万円並びに森林環境譲与税の令和元年度入金予定額の282万1,000円を財源としているものでございます。なお、森林環境譲与税は今年度から譲与される譲与税で、法令上市町村が実施する森林整備等に限定されるとともに用途の公表が義務化されるため、毎年度の譲与額を一般財源と区分する必要があることから、議案第16号で提案することとなる林業振興基金を設置するとともに、森林環境譲与税を同基金へ積立てし、森林整備等の適切な事業の実施に努めてまいります。

8款5項1目住宅管理費、補正額534万円の増額につきましては、公営住宅事業特別会計繰出金の補正でございます。社会資本整備総合交付金事業の交付額の増額に伴い、公営住宅事業特別会計へ繰り出しするため、補正したいとするものでございます。

次のページをお開きください。9款1項1目消防費、補正額1,460万6,000円の減額につきましては、消防活動に要する経費の補正でございます。滝川地区広域消防事務組合負担金について前年度繰越し額の確定により、減額補正したいとするものでございます。

10款1項3目教育振興費、補正額140万円の増額につきましては、その他教育振興に要する経費の補正でございます。小中高等学校の部活動に係る文化・体育大会派遣奨励費において当初見込みより全道及び全国大会出場による該当件数が増えたことから、補正したいとするものでございます。

10款2項小学校費、1目学校管理費、補正額296万9,000円の増額についてですが、教材、教具等に要する経費23万円の補正につきましては、寄附者の意向により未来を担う子供たちのためにとご寄附を賜りました80万円を財源としまして楽器のユーフォニアムを購入し、滝川第一小学校に配備したいとするものでございます。その他小学校教育の実施及び管理に要する経費273万9,000円の補正につきましては、燃料単価の上昇に伴い、燃料費を補正したいとするものでございます。

10款3項中学校費、1目学校管理費、補正額728万1,000円の増額についてですが、教材、教具等に要する経費57万円の補正につきましては、寄附者の意向により未来を担う子供たちのためにとご寄附を賜りました80万円を財源といたしまして楽器のピッコロ及びトロンボーンを購入し、江陵中学校に配備したいとするものでございます。その他中学校教育の実施及び管理に要する経費671万1,000円の補正につきましては、燃料単価の上昇に伴い、燃料費が不足する見込みとなったことによる191万8,000円の補正及び電気料金、水道、ガス使用料の増加に伴い光熱水費が不足する見込みとなったことから、479万3,000円を補正したいとするものでございます。

10款6項1目社会教育費、補正額30万1,000円の増額についてですが、青少年健全育成に要する経費1,000円の増額につきましては、基金利息収入を青少年健全育成基金へ積立てするため、補正したいとするものでございます。その他社会教育振興に要する経費30万円の増額に

つきましては、寄附金の見込額の確定に伴い社会教育事業振興基金へ積立てするため、補正したいとするものでございます。

10款6項5目社会教育・文化施設費、補正額1,633万円の増額につきましては、文化センターの運営管理に要する経費の補正でございます。低圧受電盤等の老朽化による不具合が原因で一時的にロビーの電気がつかない状況になったことから、今後の興行、公演への影響を勘案し、文化センター受変電設備改修工事を実施するため、補正したいとするものでございます。

以上、歳出合計で1億9,742万円の増額となったところでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、10ページ、11ページをお開き願います。

2款3項1目森林環境譲与税282万1,000円の増額につきましては、令和元年度当初予算積算時点では金額の見込みが立たなかったことから当初予算で計上できませんでしたので、今回森林環境譲与税の額の確定に伴い、科目を新設するとともに確定額を補正したいとするものでございます。

12款1項1目地方交付税9,383万9,000円の増額につきましては、普通交付税の額の確定に伴う補正でございます。

15款1項2目民生使用料から、12ページ、13ページをお開きください。19款1項8目教育費寄附金までは、いずれも歳出関連でございます。

20款2項1目基金繰入金1,273万5,000円の減につきましては、財政調整基金繰入金1,273万5,000円の減であり、補正に伴う一般財源を基金繰入金の減額により調整したいとするものでございます。

21款1項1目繰越金535万9,000円の増額につきましては、補正に必要な一般財源を繰越金で調整したいとするものでございます。

次のページをお開き願います。22款4項1目後期高齢者医療広域連合受託事業収入214万円の増額につきましては、後期高齢者医療健康診査受診者の増加見込みに伴う歳入補正でございます。

23款1項3目農林業債は、歳出関連でございます。

23款1項6目臨時財政対策債1,374万2,000円の減額につきましては、臨時財政対策債の発行可能額の決定に伴う補正でございます。

以上、歳入合計で1億9,742万円の増額となったところでございます。

以上を申し上げまして議案第9号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いたします。

○議 長 産業振興部次長。

○産業振興部次長 ただいま上程されました議案第16号 滝川市基金条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

改正の趣旨は、森林経営管理法の施行を踏まえ、森林環境税の創設により国から譲与される森林環境譲与税及び市有林の森林施業などによって得られる収入を原資として、森林の整備や林業の振興を目的に基金として積み立てる滝川市林業振興基金を新たに設置するものであります。

改正案の概要といたしましては、新たな基金の設置規定の追加でございます。

参考資料の新旧対照表を御覧ください。第2条中、第17号を追加し、林業振興基金の規定を設けるものでございます。

なお、附則におきましては、この条例は、公布の日から施行したいとするものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議 長 説明が終わりました。

これより一括質疑に入ります。質疑ございますか。荒木議員。

○荒木議員 1点だけ確認をさせていただきますが、19ページの他会計繰出金、今ご説明ありましたように病院事業会計については令和元年度の収支不足を抑制するというご説明がありました。私の記憶に間違いがなければ、昨年度末にも繰り出しをし、そのときのご説明が医療機器は起債の対象になりますので、医療機器等の起債の届出からいろんな制限がかかるのであるという説明だったというふうに記憶しています。昨年度についてはです。今回のこの1億984万4,000円については、そういう背景が全く無関係なのか、そういうこともあるのかについて伺います。

○議 長 答弁を求めます。総務部次長。

○柳総務部次長 ただいまの荒木議員のご質疑についてですけれども、策定いたしました病院の経営改善計画、その収支計画を策定した中で令和元年度の収支不足額をもともと9月頃に計算したのですけれども、それよりさらに収支が悪化して、この改善計画の収支計画どおりの形でスタートしたいということで、その分の補正ということでございまして、昨年度のような医療機器のための補正ということではございません。

以上でございます。

○議 長 答弁が終わりました。荒木議員。

○荒木議員 もし今お答えいただけるのなら確認しておきたいのですが、どういうケースになると要するに起債制限がかかるというふうに理解すればよろしいのですか。

○議 長 答弁を求めます。総務部次長。

○柳総務部次長 資金不足比率が10パーセントを超えた場合、それは制限がかかるということでございます。

○議 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて質疑を終結いたします。

これより一括討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第9号及び議案第16号の2件を一括採決いたします。

本案をいずれも可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第9号及び議案第16号の2件はいずれも可決されました。

◎日程第7 議案第10号 令和元年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
○議長 日程第7、議案第10号 令和元年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 ただいま上程されました議案第10号 令和元年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

第1項で、歳入歳出予算からそれぞれ8,417万1,000円を減額し、補正後の総額をそれぞれ46億1,202万1,000円とするものでございます。

第2項で、補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるところでございまして、

2ページ、3ページをお開きください。2ページ、3ページは第1表、歳入歳出予算補正でございまして、お目通しをお願いいたします。

4ページをお開きください。4ページからは歳入歳出予算事項別明細書でございまして、

補正の内容につきましてご説明いたしますので、6ページ、7ページをお開き願います。2款1項1目保険給付費等交付金8,815万3,000円の減額につきましては、一般、退職の療養給付費などが減少する見込みにより、普通交付金を8,086万5,000円減額するとともに、マイナンバーによるオンライン資格確認等のシステム改修費用に係る交付金が道支出金から国庫支出金へ変更になったことなどにより、特別交付金728万8,000円を減額するものでございます。5款1項1目繰越金153万2,000円の増額につきましては、平成30年度特定健康診査等負担金の精算払いのため、補正するものでございます。

6款1項1目国民健康保険制度関係業務事業費補助金245万円の増額につきましては、マイナンバーによるオンライン資格確認等のシステム改修費用が国庫支出金により補助されることになったため、見込みに合わせまして245万円を補正予算として計上したいとするものです。

以上、歳入合計で8,417万1,000円の減額となったところでございます。

次に、歳出についてご説明申し上げます。8ページ、9ページをお開き願います。1款1項1目一般管理費483万8,000円の減額につきましては、マイナンバーオンライン資格確認等のシステム改修費が当初予算見込みよりも減になったことに伴う補正でございまして、

2款1項1目一般被保険者療養給付費6,664万8,000円の減額、2目退職被保険者等療養給付費1,037万6,000円の減額、2項2目退職被保険者等高額療養費384万1,000円の減額につきましては、被保険者数の減などにより、それぞれ給付費等を減額するものでございます。

8款1項3目償還金153万2,000円の増額につきましては、平成30年度特定健康診査等負担金の精算による返還金額の確定による増額でございまして、

以上、歳出合計で8,417万1,000円の減となったところでございます。

以上を申し上げまして議案第10号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第10号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は可決されました。

◎日程第8 議案第11号 令和元年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算(第2号)

○議長 長 日程第8、議案第11号 令和元年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。建設部長。

○建設部長 ただいま上程されました議案第11号 令和元年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算(第2号)につきましてご説明をいたします。

今回の補正は、地域住宅計画に基づく社会資本整備総合交付金について家賃補助額の確定により交付金が増額となることから、公営住宅事業特別会計予算の歳入及び歳出の増額補正をしたいとしますのでございます。社会資本整備総合交付金を活用した公営住宅整備につきましては、建設時に係る建設費補助のほか、毎年10月1日の入居者数に対して法に基づき算定した家賃と実際に入居者が負担している家賃の差額を10年間国から補助を受けられる家賃制度があり、今年度の家賃補助額が確定したことにより、当初予定していた社会資本整備総合交付金総額が増額となる見込みであります。

それでは、1ページをお開きください。第1項において、歳入歳出予算の総額にそれぞれ534万円を追加し、補正後の予算の総額をそれぞれ8億2,416万1,000円とするものでございます。

第2項において、補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

2ページ、3ページは第1表、歳入歳出予算補正でございますので、お目通しをお願いいたします。

す。

続きまして、補正の内容につきまして事項別明細書により歳出からご説明申し上げますので、8ページ、9ページをお開きください。3款2項1目基金積立金534万円の追加につきましては、歳入の増額に伴い、公営住宅敷金基金積立金にて調整したいとするものでございます。

次に、歳入につきましてご説明申し上げますので、6ページ、7ページをお開き願います。3款1項1目他会計繰入金534万円の追加につきましては、社会資本整備総合交付金の増加に伴う一般会計からの繰入金でございます。

以上、歳入歳出予算ともに534万円を追加し、歳入歳出の総額はそれぞれ8億2,416万1,000円となったところでございます。

以上を申し上げまして議案第11号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第11号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は可決されました。

◎日程第9 議案第12号 令和元年度滝川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議 長 日程第9、議案第12号 令和元年度滝川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 ただいま上程されました議案第12号 令和元年度滝川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

最初に、総則でございますけれども、今年度の滝川市後期高齢者医療特別会計予算全体における会計年度の名称につきましては、令和元年度に統一するものといたします。

第1項で、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,947万5,000円を減額し、予算の総額を

6億1,712万6,000円とするものです。

第2項で、補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

2ページ、3ページは第1表、歳入歳出予算補正でございます。お目通しをお願いいたします。

4ページ、5ページにつきましては歳入歳出補正予算事項別明細書の総括でございます。

補正の内容につきまして事項別明細書の歳入からご説明いたしますので、6ページ、7ページをお開きください。1款1項1目後期高齢者医療保険料1,723万4,000円の減額につきましては、保険料の収入減の見込みに伴い、補正したいとするものでございます。

3款1項1目一般会計繰入金224万1,000円の減額につきましては、事務費繰入金214万円の減、保険基盤安定繰入金236万6,000円の減、保健事業費繰入金226万5,000円の増により補正したいとするものでございます。

以上、歳入合計で1,947万5,000円の減額となったところでございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。8ページ、9ページをお開き願います。2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、保険料の最終調定見込みの減による保険料収入の減による保険料負担金の減などにより、2,174万円を減額したいとするものでございます。

3款1項1目保健衛生及び疾病予防費226万5,000円の増額につきましては、後期高齢者医療健康診査受診者の増加見込みに伴い、増額補正したいとするものでございます。

以上、歳出合計で1,947万5,000円の減額となったところです。

以上を申し上げまして議案第12号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第12号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第12号は可決されました。

◎日程第10 議案第13号 令和元年度滝川市病院事業会計補正予算(第3号)

○議長 日程第10、議案第13号 令和元年度滝川市病院事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市立病院事務部長。

○市立病院事務部長 ただいま上程されました議案第13号 令和元年度滝川市病院事業会計補正予算（第3号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、病院事業収支の現金不足の一部を補填するため、一般会計負担金を増額補正したいとするものでございます。

第1条は、総則です。

第2条は、予算第3条の表に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正したいとするもので、第1款病院事業収益を1億984万4,000円増額し、補正後69億2,301万1,000円に、第2項医業外収益を1億984万4,000円増額し、補正後9億8,495万2,000円とするものです。

2ページから5ページまでは、補正予算実施計画、キャッシュフロー計算書、予定貸借対照表ですので、お目通し願います。

6ページをお開きください。収益的収入明細書についてご説明いたしますが、款及び項については先ほど説明いたしましたので、目以下を説明させていただきます。1款2項3目他会計負担金で1億984万4,000円の増額を行い、補正後8億9,916万1,000円とするものです。

以上、議案第13号 令和元年度滝川市病院事業会計補正予算（第3号）の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。山口議員。

○山口議員 今回提案されました市長にお伺いしたいのですけれども、病院の設置者であり、補正予算の提出者であるわけですけれども、直接病院長とこの補正についてあらかじめ話し合いは持たれたのでしょうか。

○議長 長 答弁を求めます。市長。

○市長 病院長とは様々な問題についていろいろお話は常にさせていただいておりますが、この補正予算の金額等についてお話ししたことはございません。

以上です。

○議長 長 答弁が終わりました。山口議員。

○山口議員 私もその金額についてという意味ではなかったのですけれども、この補正予算が通った段階で病院側に予算提出者としてどのような意見、または指示をするおつもりですか。

○議長 長 答弁を求めます。市長。

○市長 このたび第2期の財政健全化並びに病院の健全化計画を策定させていただきましたので、それに沿って病院の改善を進めていただくようお願いをしようというふうに考えております。

以上です。

○議長 長 そのほか質疑ございますか。

(なしの声あり)

- 議長 質疑なしと認めます。
これにて質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

- 議長 長 討論なしと認めます。
これにて討論を終結いたします。
これより議案第13号を採決いたします。
本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

- 議長 長 異議なしと認めます。
よって、議案第13号は可決されました。

◎日程第11 議案第15号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

- 議長 長 日程第11、議案第15号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

- 総務部長 ただいま上程されました議案第15号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の説明を申し上げます。

本条例の提案の趣旨でございますが、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が公布され、令和2年4月1日から会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、会計年度任用職員のサービスの宣誓に関し必要となる所要の条文の整備を行うため、条例を改正したいとするものであります。

議案第15号参考資料の新旧対照表を御覧ください。第1条は、本条例改正に伴う文言整理でございます。

第2条に第2項として、会計年度任用職員のサービスの宣誓について、第1項の規定にかかわらず、再度の任用時等の場合に簡易的な方法を可能とする別段の定めをすることができる旨を追加する改正でございます。

なお、附則で、施行期日を令和2年4月1日からとしたいとするものであります。

以上、議案第15号の説明といたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

- 議長 長 説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ございますか。柴田議員。

○柴田議員 会計年度任用職員については、これを定めることについては全く私は反対するものではないので、お聞きいただきたいのですが、サービスの宣誓、実は私ももともと市の職員をやっておりましたので、サービスの宣誓をやっております。何を言いたいかというと、責任の度合いがこれを行うことによって非常に重くなる。当然なのです。それと、労働の対価としての部分の不公正さがどう

しても目立ってしまうと。一度このことについては理事者側の考え方をしっかり聞いておかないと、納得してこういうことを整備することにならないのですね、我々。そのことについて、別に市長でなくても副市長でも総務部長でもいいのですが、公務員としての義務、責任を果たす、その度合いに比べて非常に、労働環境というのか、報酬を含めたそういった環境が悪いのではないかということの指摘をどこかで私は一回しておかないと駄目なのだろうなと思っていただけなので、そのことについて理事者側としてどうお考えなのかお尋ねしておきたいと思います。

○議 長 答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 まず、今回の提案につきましては、議員ご承知のとおり、会計年度任用職員につきましては地方公務員法の適用を受けるということから、今回の提案に至ったという部分でご理解をいただきたいというふうに思いますが、ただ事務処理上正規職員と同じような形を取るのかどうかということも十分協議した中で、簡易的にそういう手続を行うことができるという総務省の通達もありましたので、それに基づいて今回第2項として、別段の定めということであまり手続上負担にならないような配慮を行ったということでご理解をいただきたいというふうに思います。

また、今回の提案とは全く別とは言いませんけれども、ちょっと別な視点で労働の対価、あるいは労働環境という部分については、今後そういった度合いも含めて労働環境等についても十分、市職労のほうからもそういった要求等も実は上がっている部分もございますので、これは会計年度任用職員に限らず、正規職員も含めてそういった労働環境については今後も十分組合あるいはそういったところと協議しながら、実態を踏まえて改善できるものは改善していくという形を取っていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきというふうに思います。

以上です。

○議 長 答弁が終わりました。柴田議員。

○柴田議員 総務部長のご答弁のとおりだと思うのです。地方公務員法の適用を受けるから、事務手続として今回きちっと整理をしていると、これは私も十分理解するのです。

市長に最後にお聞きしたいのです。政府も実は同一労働同一賃金と最近言い始めているのです。今までは全然そんなこと言っていないのだけれども、この問題は、今の会計年度職員の問題は直ちに同一労働同一賃金の問題に関わることなのです。ですから、政府の考え方も同一労働同一賃金という考え方ですので、それと整合性がないこういった制度の在り方について市長として今どういったお考えをお持ちなのか、そのことだけお聞きしておきたいと思います。

○議 長 答弁を求めます。市長。

○市 長 ただいまの柴田議員のご質疑でございますけれども、同一労働同一賃金、政府が申し上げているのは十分私も理解をしていますし、そのようになることが理想であるというふうに思いますが、そこにいく過程としてこのような会計年度職員のところができてきたのかなというふうに思う次第でありまして、今後ともそれらの推移を見ながら、そのような同一労働同一賃金が実現するようにいろいろなところに働きかけてまいりたいと、そのように考えております。

以上です。

○議 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

- 議 長 質疑なしと認めます。
これにて質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

- 議 長 討論なしと認めます。
これにて討論を終結いたします。
これより議案第15号を採決いたします。
本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

- 議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第15号は可決されました。

◎日程第12 議案第21号 滝川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する条例の一部を改正する条例

- 議 長 日程第12、議案第21号 滝川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。保健福祉部長。

- 保健福祉部長 ただいま上程されました議案第21号 滝川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

改正の趣旨ですが、令和元年10月3日、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が公布され、令和2年4月1日から施行されることとなりました。この条例は、当該基準の改正により、令和2年3月31日までとなっていたみなし支援員に係る経過措置期間を当分の間とするものです。

附則については、施行期日を令和2年4月1日からとするものです。

以上、議案第21号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

- 議 長 説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

- 議 長 質疑なしと認めます。
これにて質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

- 議 長 討論なしと認めます。
これにて討論を終結いたします。
これより議案第21号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第21号は可決されました。

◎日程第13 議案第29号 教育委員会委員の任命について

○議長 長 日程第13、議案第29号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

○市長 ただいま上程されました議案第29号について提案理由の説明を申し上げます。

滝川市教育委員会委員、蜂矢忠昭氏が令和2年5月23日で任期が満了となります。このため、後任として再度蜂矢忠昭氏を任命いたしたいと存じますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により本議会の同意を求めるものでございます。

蜂矢忠昭氏の略歴書につきましてはお手元に印刷配付のとおりでございますので、ご一読いただき、ご同意賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

以上です。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第29号を採決いたします。

本案について同意することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

◎日程第14 議案第30号 公平委員会委員の選任について

○議長 長 日程第14、議案第30号 公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

○市長 ただいま上程されました議案第30号 公平委員会委員の選任について提案理由のご説明を申し上げます。

滝川市ほか6組合公平委員会委員、森井智江氏が令和2年3月31日で任期が満了となります。

このため、後任として再度森井智江氏を選任いたしたいと存じますので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により本議会の同意を求めるものでございます。

森井智江氏の略歴書につきましてはお手元に印刷配付のとおりでございますので、ご一読いただき、ご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第30号を採決いたします。

本案については、これに同意することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

◎日程第15 議案第31号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議 長 日程第15、議案第31号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

○市 長 ただいま上程されました議案第31号 固定資産評価審査委員会委員の選任について提案理由のご説明を申し上げます。

滝川市固定資産評価審査委員会委員、齋藤恵美子氏が令和2年5月27日で任期が満了となります。このため、後任として再度齋藤恵美子氏を選任いたしたいと存じますので、地方税法第423条第3項の規定により本議会の同意を求めるものでございます。

齋藤恵美子氏の略歴書につきましてはお手元に印刷配付のとおりでございますので、ご一読いただき、ご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第31号を採決いたします。

本案については、これに同意することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

◎日程第16 議案第32号 市道路線の認定及び廃止について

○議 長 日程第16、議案第32号 市道路線の認定及び廃止についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。建設部長。

○建設部長 ただいま上程されました議案第32号 市道路線の認定及び廃止についてご説明をいたします。

このたびの市道路線の認定及び廃止につきましては、緑町、東町地区にある3つの市営団地の集約を目的とする再編事業の完了により用途廃止となる東団地の跡地利用によるものでございます。既存住戸を解体し、優良な戸建て住宅用地として、また既存住戸を民間による子育て向け支援住宅にご活用いただくことにより、定住の促進や住環境の充実を図りたいとするものでございます。この跡地利用に伴い、既存団地内にある市道について道路交通及び道路環境の向上を図るため、路線網の見直しを行いたいとするものでございます。

参考資料を御覧いただきたいと思っております。団地内にある東町378号線は、全線を廃止するものといたします。また、東町379号線については、一度全線を廃止した上で、団地内を通過している区間を除き、終点の位置を改めて、認定し直したいとするものでございます。

なお、今回の認定及び廃止により、市道の延長は115メートルの減となり、市道総延長は477.384キロメートル、路線数は800路線となります。

以上、議案第32号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第32号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第32号は可決されました。

◎休会の件について

○議 長 お諮りいたします。

議事の都合により、3月4日から3月17日までの14日間を休会いたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、3月4日から3月17日までの14日間を休会することに決しました。

◎散会宣告

○議 長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時02分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

令和 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員